

笠間市

第4期 障害福祉計画

ごあいさつ

目 次

第 1 章 計画の概要	1
第 1 節 計画の基本方針	3
第 2 節 計画の概要	4
(1) 計画策定の背景	4
(2) 法制度の動向	4
(3) 障害者総合支援法のポイント	5
(4) 計画策定の趣旨	7
(5) 計画期間	7
(6) 計画の対象者	7
第 2 章 笠間市の障がい者の現状	9
第 1 節 障がい者数の推移	11
(1) 障がい者数の推移	11
(2) 障害者手帳保持者の推移	12
第 2 節 アンケート結果からみる状況	16
1 調査概要	16
2 生活状況	18
3 福祉サービスの利用状況	23
4 権利擁護	25
5 災害時の対応	26
6 その他自由意見	27
第 3 章 障害福祉サービス等の数値目標及び見込み量	29
第 1 節 障害福祉サービスに関する数値目標	31
1 施設入所者の地域生活への移行	32
2 入院中の精神障がい者の地域生活への移行〈県の取組み〉	33
3 福祉施設から一般就労への移行	34
第 2 節 サービス量の見込みと提供体制の確保（障害福祉サービス）	35
(1) 訪問系サービス	35
(2) 日中活動系サービス	37
(3) 居住系サービス	39
(4) 補装具	41
(5) 相談支援事業	42
(6) 障害児通所支援	43
(7) 障害児相談支援	44

第3節-1 サービス量の見込みと提供体制の確保（地域生活支援事業）	45
(1) 理解促進研修・啓発事業	45
(2) 自発的活動支援事業	45
(3) 相談支援事業	46
(4) 成年後見制度利用支援事業	48
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	48
(6) 意思疎通支援事業	49
(7) 日常生活用具給付等事業	49
(8) 手話奉仕員養成研修事業	50
(9) 移動支援事業	50
(10) 地域活動支援センター事業	51
第3節-2 サービス量の見込みと提供体制の確保（地域生活支援事業における任意事業）	52
第3節-3 発達障がい者に対する支援	54
第4節 その他の障がい者支援にかかわる独自施策の実施	55
事業量見込一覧	56
第4章 計画の推進体制	61
資料編	65
1 用語解説	67
2 笠間市障害福祉計画策定委員会委員名簿	71
3 笠間市障害福祉計画策定委員会の経過	72

第1章 計画の概要



第1章 計画の概要

第1節 計画の基本方針

笠間市の「障害福祉計画」は、第1期から第3期計画まで障害者自立支援法に基づき、障がいのある方が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、障害福祉サービスの数値目標の達成度を踏まえ、基本方針や数値目標を設定してきました。

「笠間市第4期障害福祉計画」では、障害者計画の基本理念と基本目標を踏まえ、障害者総合支援法に基づき、第3期までの計画の基本方針を踏襲し、その実現を目指します。

1 自立生活支援の環境整備

市内の社会福祉法人、医療法人、企業・組合、NPO、個人など、地域の福祉資源を最大限に活用しながら、障がいのある方が住み慣れた地域で、自立した生活ができるよう、地域ぐるみでの環境整備の充実を図ります。

2 自己選択できる充実したサービスの提供

一人ひとりの障がいにあったサービスを自己選択できるよう、サービスの提供体制の充実を図ります。

3 地域生活移行への推進と就労支援の強化

身近な地域における日中活動の場や生活の場を充実することにより、入院・入所者の地域生活への移行を進めるとともに、自立支援の観点から、就労支援の強化を図ります。

第2節 計画の概要

(1) 計画策定の背景

障がい者に係る法律や制度は、平成18年4月に障害者自立支援法が施行され、障害福祉計画が法律に基づく計画と位置づけられたことにより、笠間市第1期障害福祉計画を策定しました。その後平成21年、平成24年に改定を行い、笠間市障害者計画の基本理念「支えあい 自分らしく暮らせるまちづくり」のもと、ノーマライゼーションとこころのバリアフリーの実現に向け、障がい者が自分らしく、豊かな生活を送ることができるよう福祉サービスの充実と環境づくりを推進してきました。

第3期障害福祉計画では、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう第1期計画からの基本方針を継承し、実現を目指してきたところです。

特に、障がい者の地域移行を促進するため、グループホーム等の住まいの場や就労移行支援等の日中活動の場を整備してきましたが、まだまだ地域資源が少なく、地域移行は進んでいない状況が課題となっております。

第4期障害福祉計画は、法制度の動向に基づき、1～3期の福祉計画の基本方針を踏襲し、取り組み実績を検証し、現況と課題を把握したうえで、本市における障害福祉サービス等の提供体制の確保を目指した計画を策定します。

(2) 法制度の動向

障がい者に係る法律や制度は、その充実とともに、平成15年以降めまぐるしく変化しています。今回の「笠間市第4期障害福祉計画」の策定にあたって、法制度の動向は以下の通りです。

【障害者基本法が一部改正】

「障害者基本法の一部を改正する法律」が平成23年8月に公布され（一部を除き同日施行）、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するとの目的規定の見直し、障害者の定義の見直しや差別の禁止などが規定されました。

「障害者総合支援法」では、その基本理念に“社会参加の機会の確保及び地域社会における共生・社会的障壁の除去”が明記されましたが、これは障害者基本法の一部改正に呼応したものでもあります。

【障害者総合支援法が施行】

障がい者施策の大きな転換点となった「障害者自立支援法」が改正され、平成25年4月には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行されました。また、これに先立つ、「児童福祉法」により、障がい児への支援も強化されています。

【障害者差別解消法が成立】

国連の障害者権利条約の批准に必要な国内法として、「障害者差別解消法」が平成25年6月に成立し、障がい者の要望等に応じて、国や自治体など行政機関は日常生活や社会参加の障壁を取り除く配慮を行うことが義務づけられました。

(3) 障害者総合支援法のポイント

◆基本理念

共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生・社会的障壁の除去に資する日常生活・社会生活の支援。

◆障がい者の範囲が拡大

障害者手帳を持たない人でも、医師の意見書等があって、難病・発達障がい・精神障がいなど生活上の支援が必要な人をサービス受給の対象とする、制度の谷間の人たちの救済。(制度の谷間の解消)

◆障害者支援区分が創設

従来の「障害程度区分」から、障がいの多様な特性やニーズに応じて支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」へ改める。知的障がい者・精神障がい者の特性に配慮。

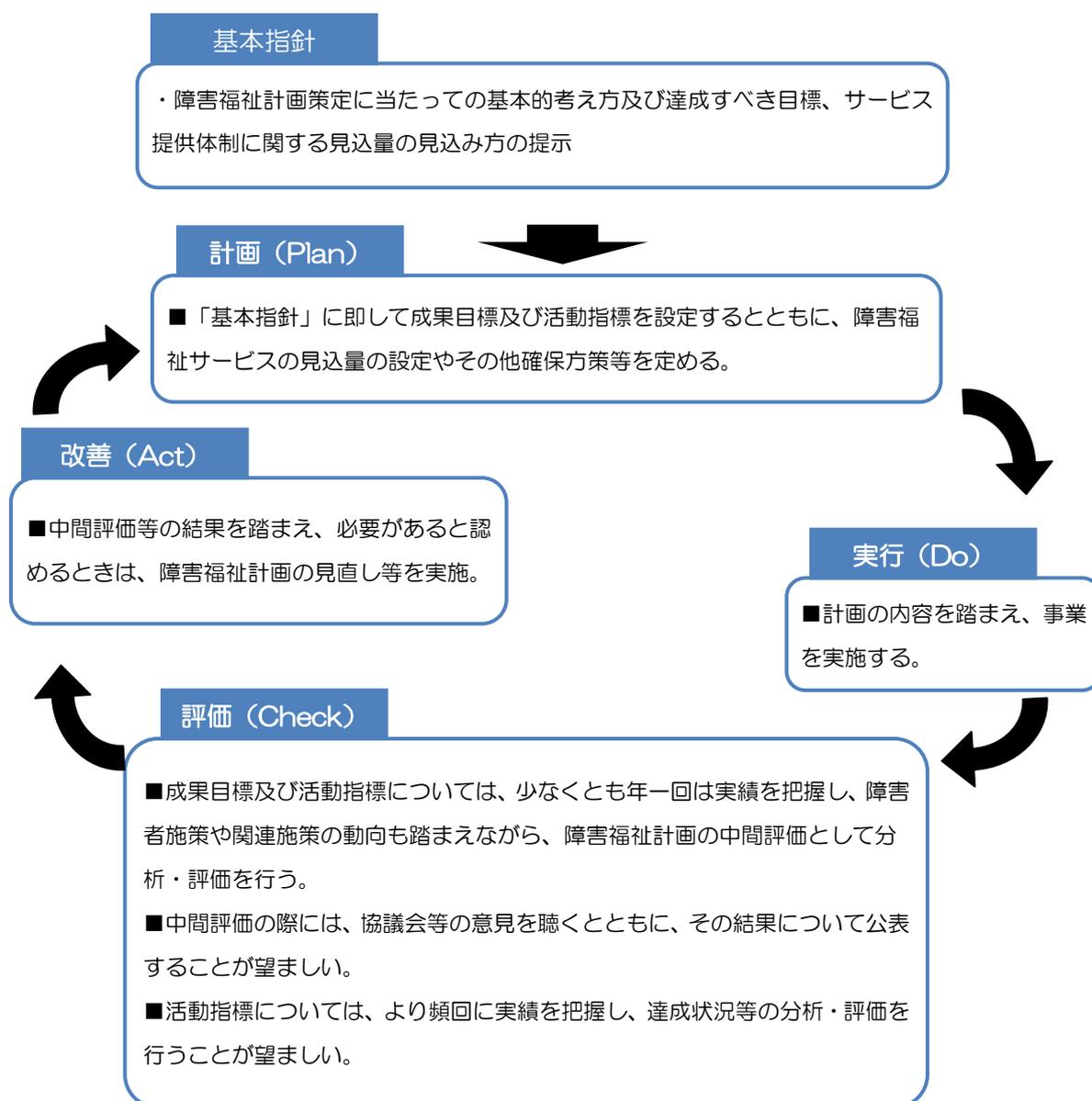
◆障がい者に対する全国共通の支援体系

- ・重度の肢体不自由者に限定されていた重度訪問介護は知的・精神障がい者へ拡大。
- ・共同生活介護（ケアホーム）、共同生活援助（グループホーム）の一元化。
- ・地域移行支援の促進（地域移行支援の対象拡大）。
- ・地域生活支援事業の追加（障がい者に対する理解を深める事業等）。

◆サービス基盤の計画的整備

障害福祉計画の策定、基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証、見直しの法定化、障害福祉計画策定にあたっての障がい者等のニーズの把握の努力義務化、自立支援協議会における検証、当事者や家族の参画の明確化

(障害福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセス)



(4) 計画策定の趣旨

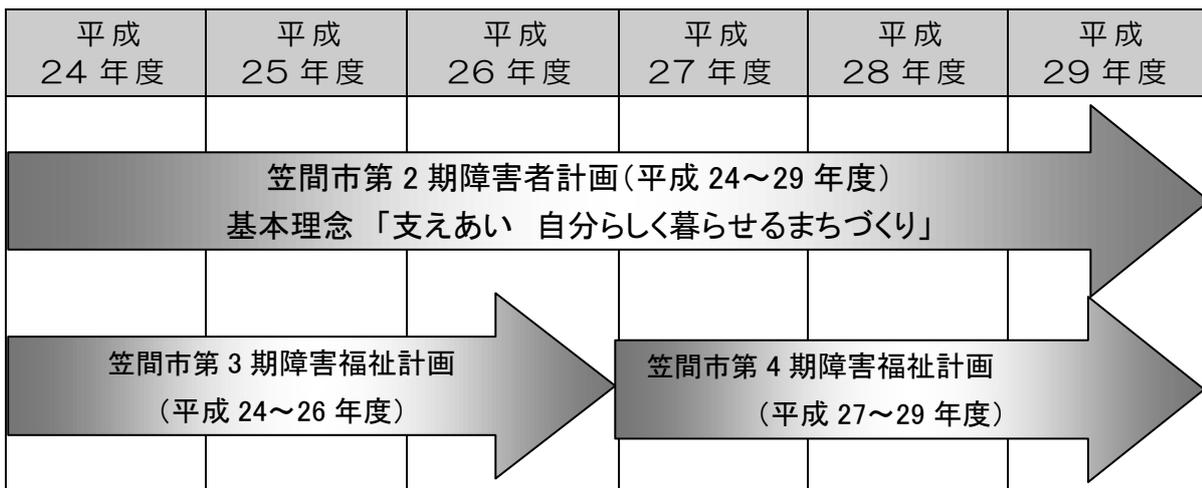
「第4期笠間市障害福祉計画」は「障害者総合支援法」の「全ての国民が、障害の有無にかかわらず等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との理念を実現するために、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村福祉計画」として策定するものです。

国の障害福祉計画の策定に関する基本指針に即して、地域において必要な「障害福祉サービス」、「相談支援」、「地域生活支援事業」の各種サービスが計画的に提供されるよう、平成29年度における障害福祉サービス等に関する数値目標の設定及び各年度のサービス需要を見込むとともに、サービスの提供体制の確保や推進のための取組を定めるものです。

(5) 計画期間

市町村障害福祉計画は3年ごとの計画策定が基本指針により定められています。

このため、本計画の計画期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間としています。



(6) 計画の対象者

障害者基本法に規定する、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、その他の心身の機能の障がいがあり、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある市民を対象とします。高次脳機能障がいや難病*1患者を含みます。

*1 平成25年4月から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に定める障がい児（者）の対象に、難病等が加わり、障害福祉サービス、相談支援等の対象となった。

第2章 笠間市の障がい者の現状



第2章 笠間市の障がい者の現状

第1節 障がい者数の推移

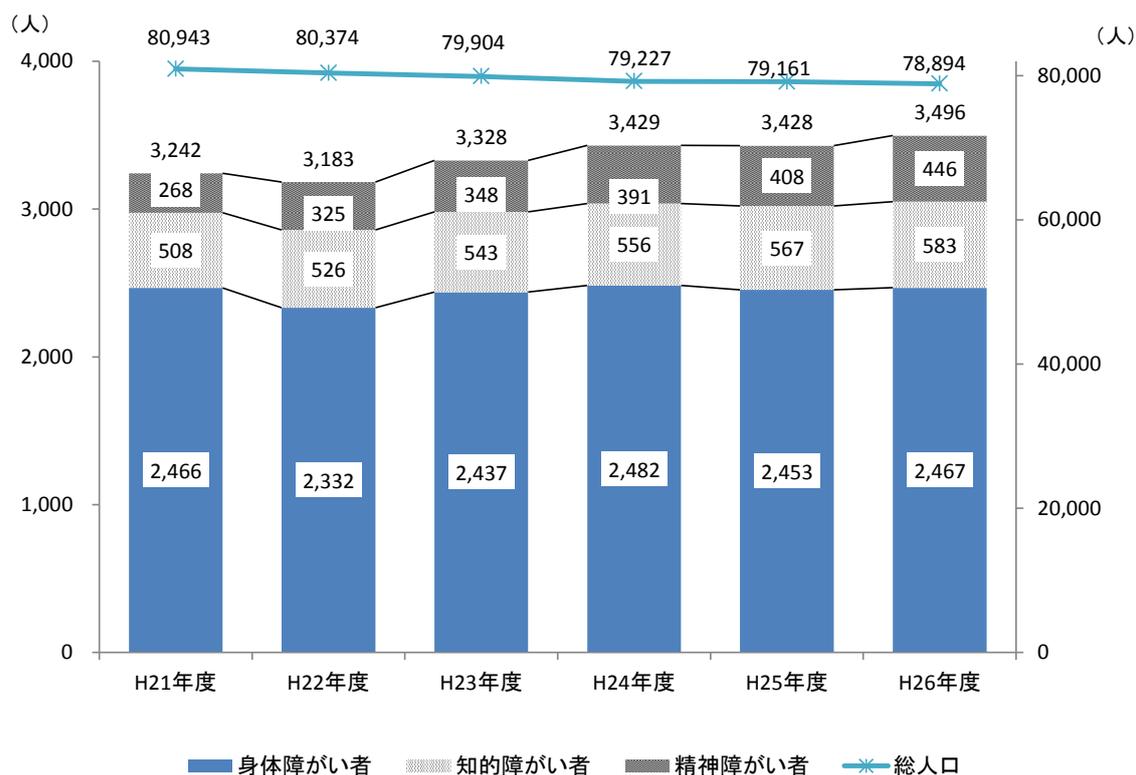
(1) 障がい者数の推移

本市の人口は、年々減少傾向にあり平成21年度は80,943人でしたが、平成26年度は78,894人と2,049人減少しています。一方、障がい者の人数は微増傾向にあります。

県全体での障害者数の推移でも、平成23年度119,286人、平成24年度121,717人、平成25年度125,017人、本市と同様に微増傾向にあります。

身体障がい者、知的障がい者は県・本市でも横ばいまたは微減傾向にありますが、精神障がい者は平成24年度、25年度の伸び率をみると県では1.09、本市でも1.04と増加傾向にあります。

◆障がい者数の推移◆



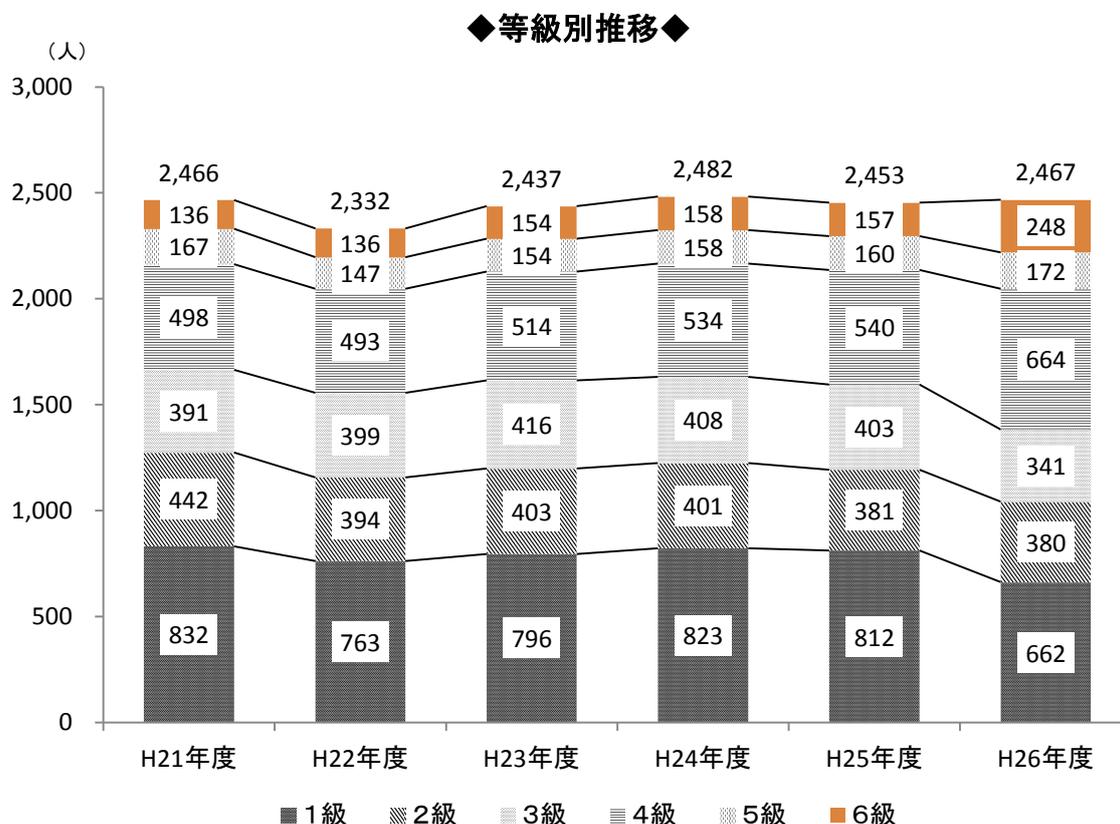
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
総人口	80,943	80,374	79,904	79,227	79,161	78,894
障がい者計	3,242	3,183	3,328	3,429	3,428	3,496
身体障がい者	2,466	2,332	2,437	2,482	2,453	2,467
知的障がい者	508	526	543	556	567	583
精神障がい者	268	325	348	391	408	446

※各年4月1日現在

(2) 障害者手帳保持者の推移

ア【身体障害者手帳保持者数の推移】

平成26年度の身体障害者手帳の保持者は、2,467人で（総人口の3.1%）平成24年度に若干増加しましたが、ほぼ横ばいの傾向を示しています。

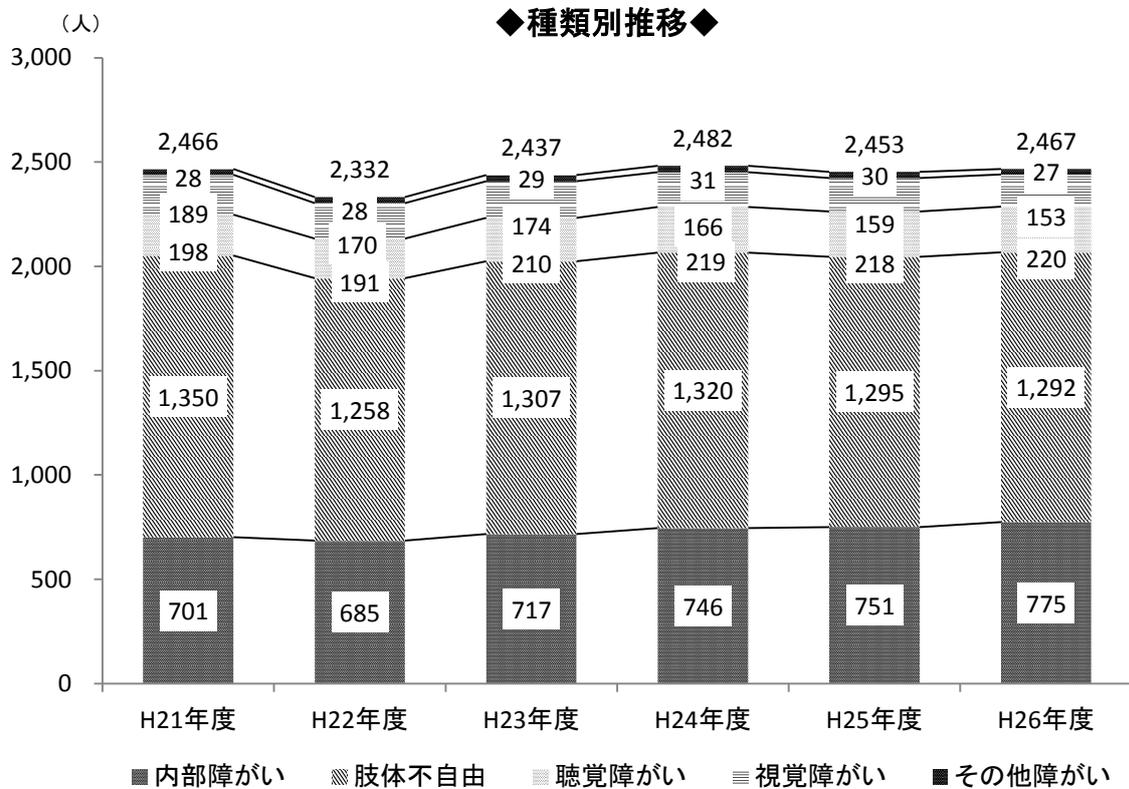


(単位:人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
1級	832	763	796	823	812	662
2級	442	394	403	401	381	380
3級	391	399	416	408	403	341
4級	498	493	514	534	540	664
5級	167	147	154	158	160	172
6級	136	136	154	158	157	248
合計	2,466	2,332	2,437	2,482	2,453	2,467

イ【身体障害者手帳保持者の種類別推移】

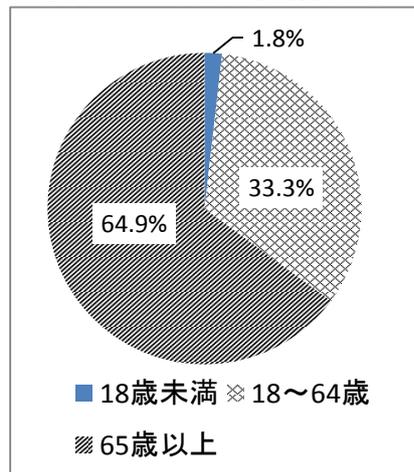
肢体不自由が最も多く、続いて内部障害となっています。内部障がいが増え、肢体不自由がやや減少の傾向を示しています。



(単位: 人)

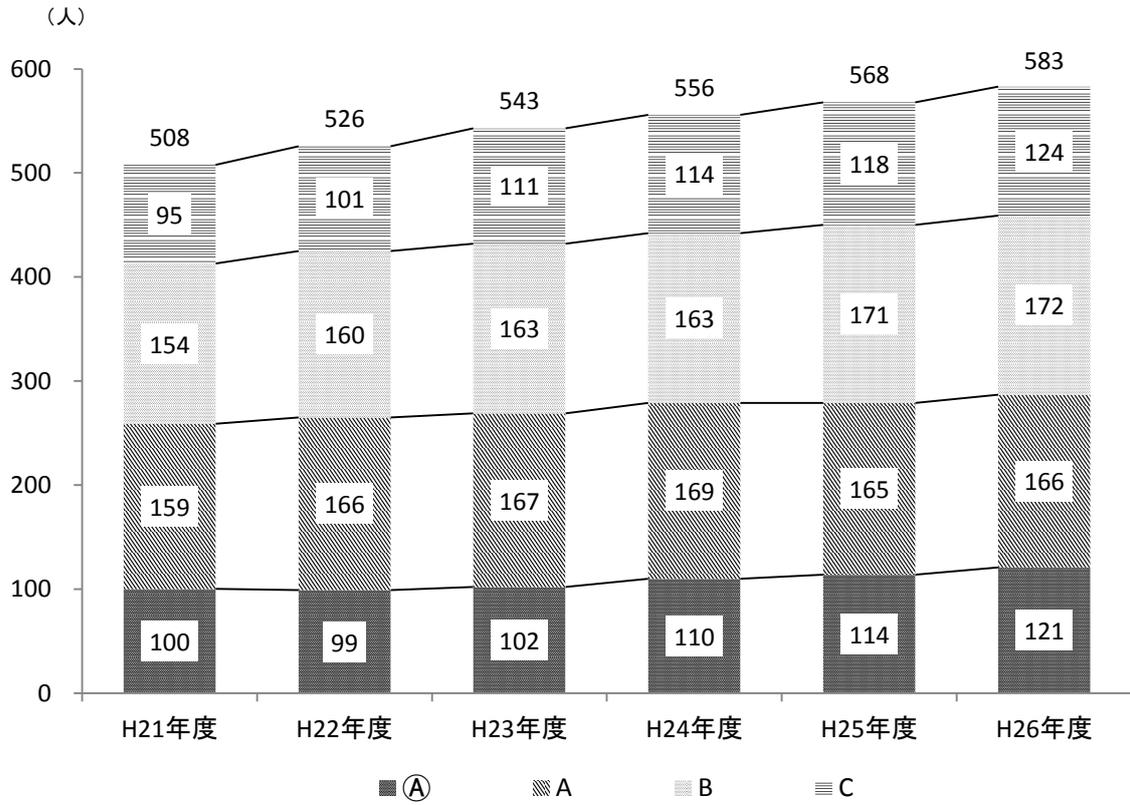
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
内部障がい	701	685	717	746	751	775	
肢体不自由	1,350	1,258	1,307	1,320	1,295	1,292	
聴覚障がい	198	191	210	219	218	220	
視覚障がい	189	170	174	166	159	153	
その他障がい	言語障がい	28	28	29	29	28	26
	平衡障がい	0	0	0	2	2	1
合計	2,466	2,332	2,437	2,482	2,453	2,467	

【平成26年度年齢別内訳】



ウ【療育手帳保持者数の推移】

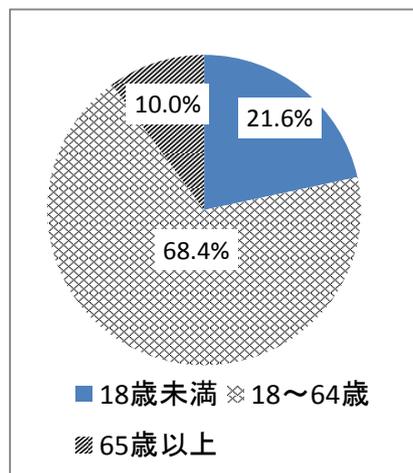
平成26年度の療育手帳保持者は、583人で（総人口の0.7%）となっています。平成21年度の508人に対して75人増加しており、年々増加の傾向を示しています。



(単位:人)

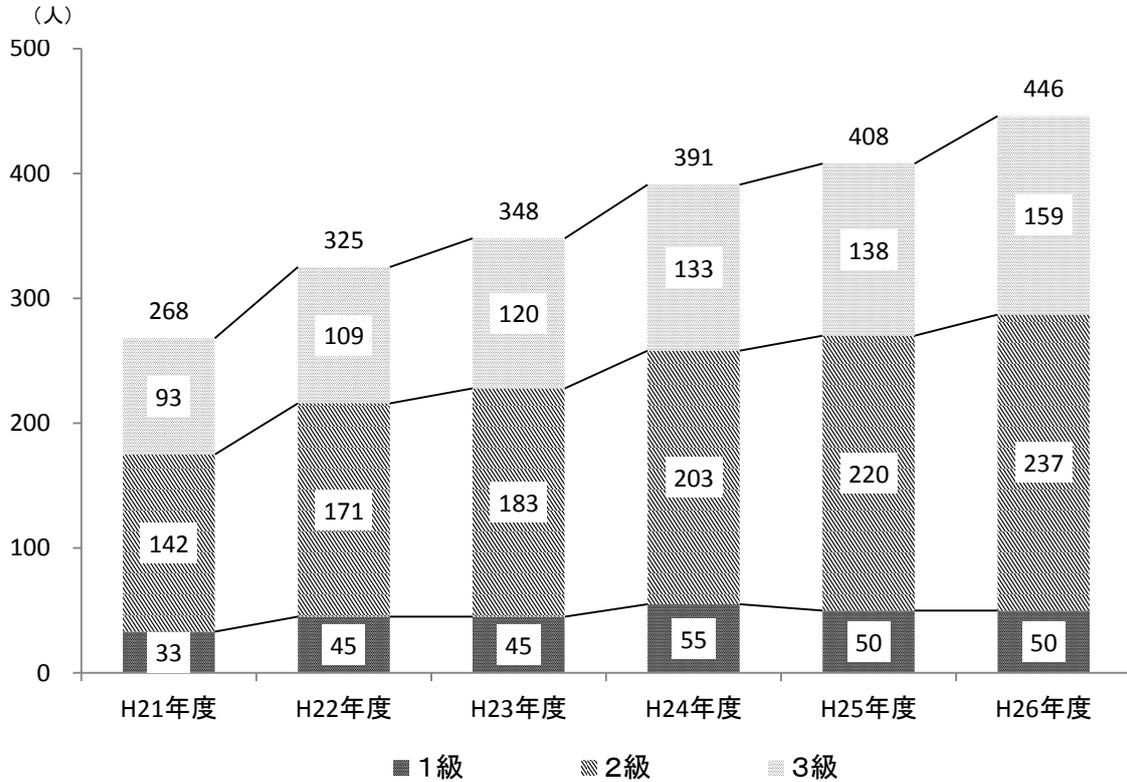
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
①(最重度)	100	99	102	110	114	121
A(重度)	159	166	167	169	165	166
B(中度)	154	160	163	163	171	172
C(軽度)	95	101	111	114	118	124
合計	508	526	543	556	568	583

【平成26年度年齢別内訳】



エ【精神障害者保健福祉手帳保持者数の推移】

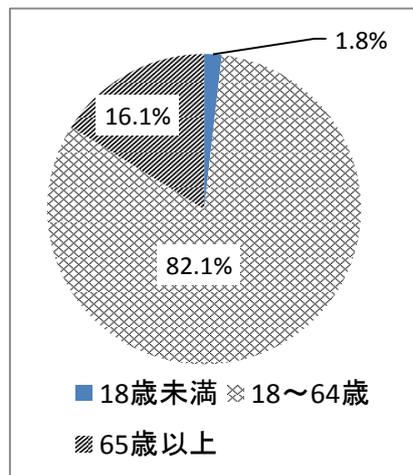
平成26年度の精神障害者保健福祉手帳の保持者は、446人で総人口の0.6%となっています。平成21年度の268人より178人増加し、この6年間、3つの障害者手帳の中で最も保持者数が増えています。



(単位:人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
1級	33	45	45	55	50	50
2級	142	171	183	203	220	237
3級	93	109	120	133	138	159
合計	268	325	348	391	408	446

【平成26年度年齢別内訳】



第2節 アンケート結果からみる状況

1 調査概要

【調査の目的】

平成27年度を初年度とする「第4期障害福祉計画」を策定するため、障がい者の生活状況や福祉サービス利用状況等の把握、意見・要望を聴取し、見直しのための貴重な基礎資料とすることを目的に実施しました。

【配布数・配布方法】

対象者	配布数	回収数	有効回答率
市内に住む障がいをもつ方を無作為に抽出	800	368	46.0%

※障がい別の手帳保持者数の割合に応じて抽出

【留意事項】

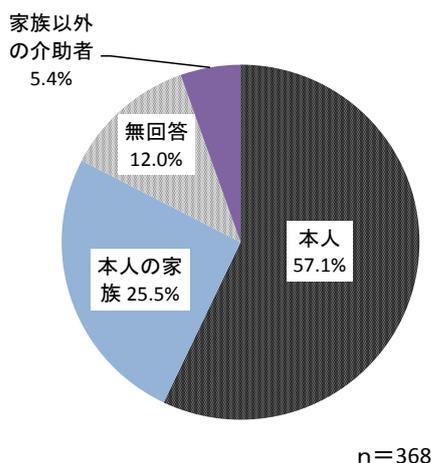
設問には1つのみ答えるものと複数回答のものがあり、複数回答の設問では、表記の割合の合計は100%を超えます。また、1つで答えるものの中には、複数で回答いただいたものもあります。その場合は、無回答扱いとさせていただきました。

割合は選択肢ごとに小数第1位で四捨五入しているため、その割合の合計は100%にならないところがあります。

n=は、項目ごとの回答数となっています。

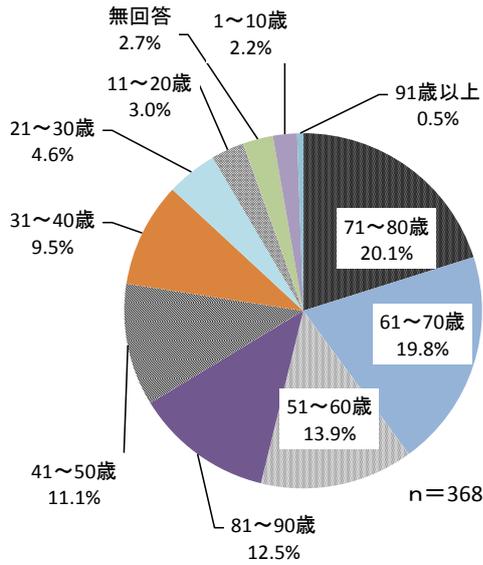
(1) 回答者の属性

①調査票に回答した方



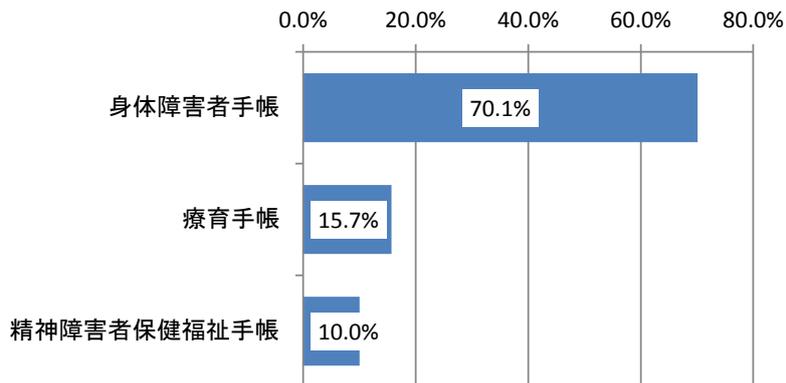
回答した方を属性で見ると「本人」が最も多く57.1%でした。障害者手帳保持者ごとの回答では、身体障害者手帳保持者、精神障害者保健福祉手帳保持者では「本人」が回答した方が最も多く、療育手帳保持者では「本人の家族」が回答した方が最も多くなっています。

②回答者の年齢

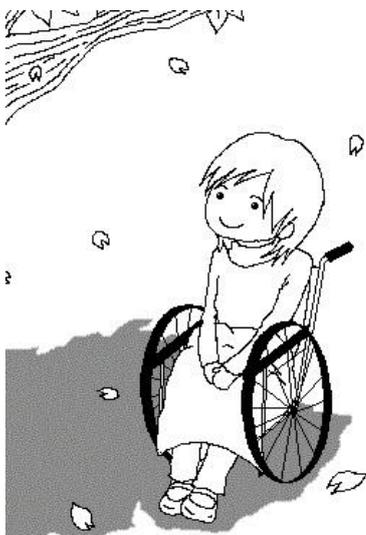


回答者を年齢別の割合で見ると71~80歳が最も多く20.1%でした。次いで、61~70歳の方が19.8%、51~60歳が13.9%と中高年の方の回答割合が比較的高くなっています。

③手帳保持者の障害の種類



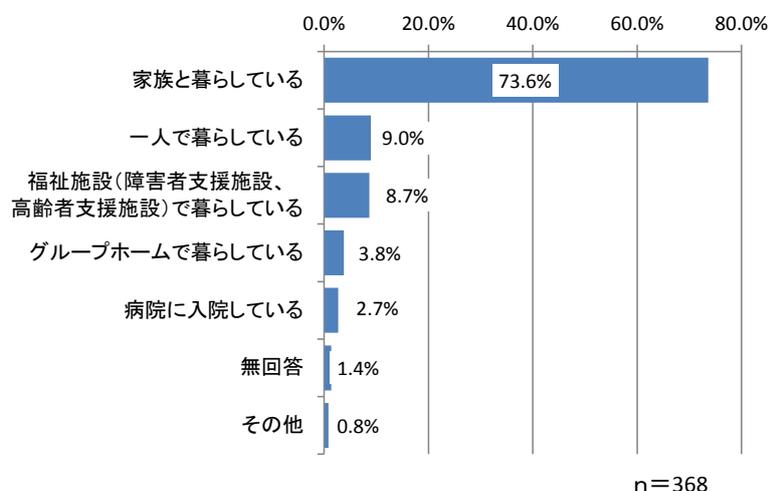
回答者が保持している手帳は、身体障害者手帳が最も多く70.1%でした。



2 生活状況

(1) 住まいや暮らし

①暮らしについて

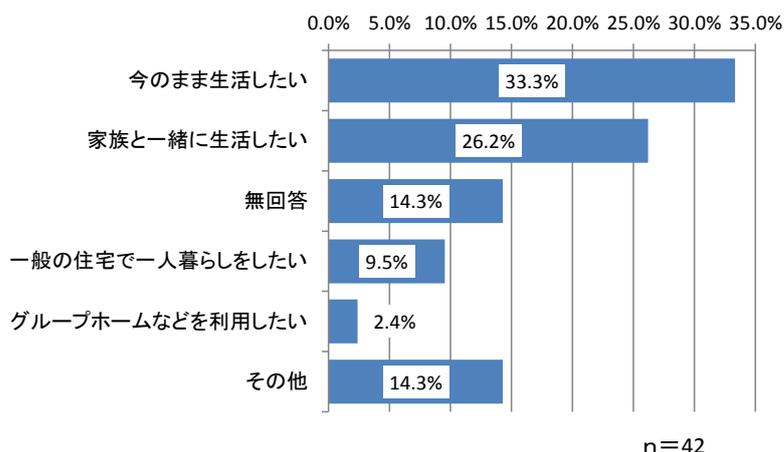


回答者の現在の暮らしは「家族と暮らしている」方が最も多く 73.6%でした。次いで「一人で暮らしている」方が 9.0%、「福祉施設で暮らしている」方が 8.7%でした。

②将来の暮らし方について（「福祉施設で暮らしている」「病院に入院している」と回答した 42 名の方）

「福祉施設で暮らしている」「病院に入院している」と回答した 42 名のうち、将来の暮らし方について「今のまま生活したい」と回答した方が最も多く 33.3%でした。次いで「家族と一緒に生活したい」で 26.2%でした。

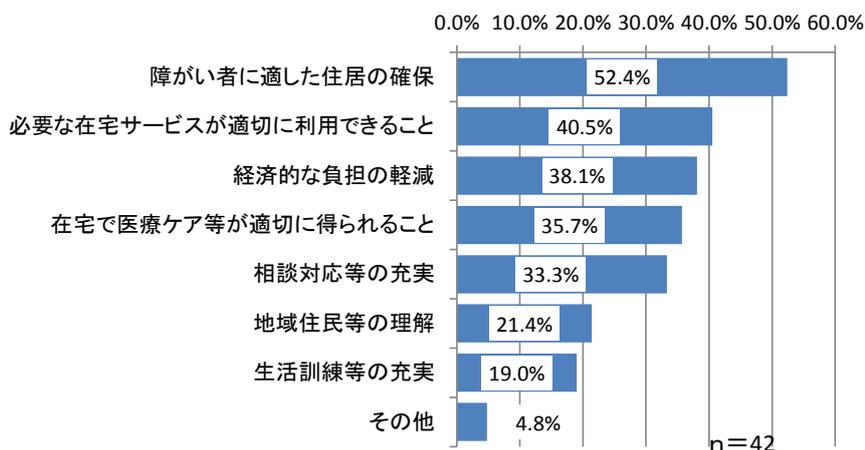
その他の回答では「わからない」と回答しています。



③地域で生活するために必要と思われる支援（複数回答）

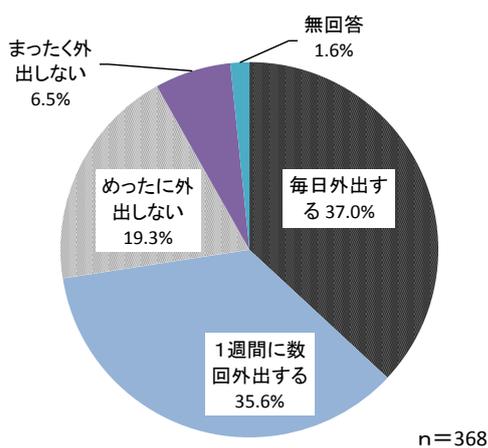
地域で生活するために必要と思われる支援は「障がい者に適した住居の確保」と回答した方が52.4%でした。次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」40.5%、「経済的な負担の軽減」38.1%でした。

地域で暮らすためには「住まい」「経済的な支援」ばかりではなく「相談体制の充実」「在宅での十分な医療ケア」「住民の理解」など解決すべき課題が多岐にわたる回答結果から、一人ひとりのニーズに合った総合的・専門的な相談支援が求められています。



(2) 日中の過ごし方

①外出の頻度

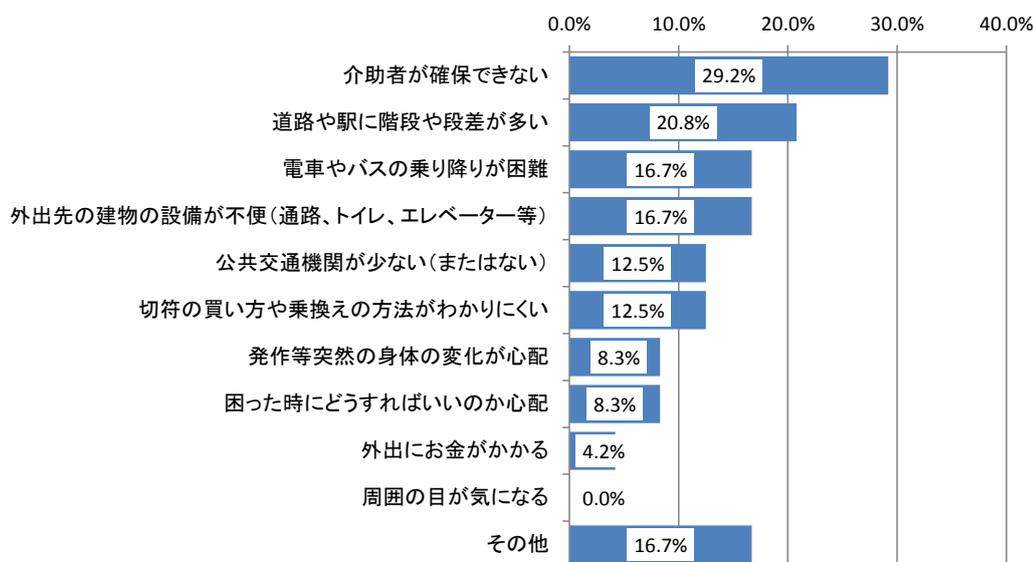


外出の頻度は「毎日外出する」方が最も多く37.0%でした。「1週間に数回外出する」方を合わせると7割以上の方が外出しています。「めったに外出しない」「まったく外出しない」と回答した方は25.8%でした。

②外出時の困ること（1週間に「まったく外出しない」方のうち「一人で外出できる」「同伴者がいればできる」「外出できない」と回答した24名の方）

24名の回答者のうち、外出時の困り事は「介助者が確保できない」が最も多く29.2%でした。次いで「道路や駅に階段や段差が多い」で20.8%でした。その他の回答では「視力がないのでバス停、切符売り場、行先の建物が見つけられない」「トイレが近い」「特にない」といった回答でした。

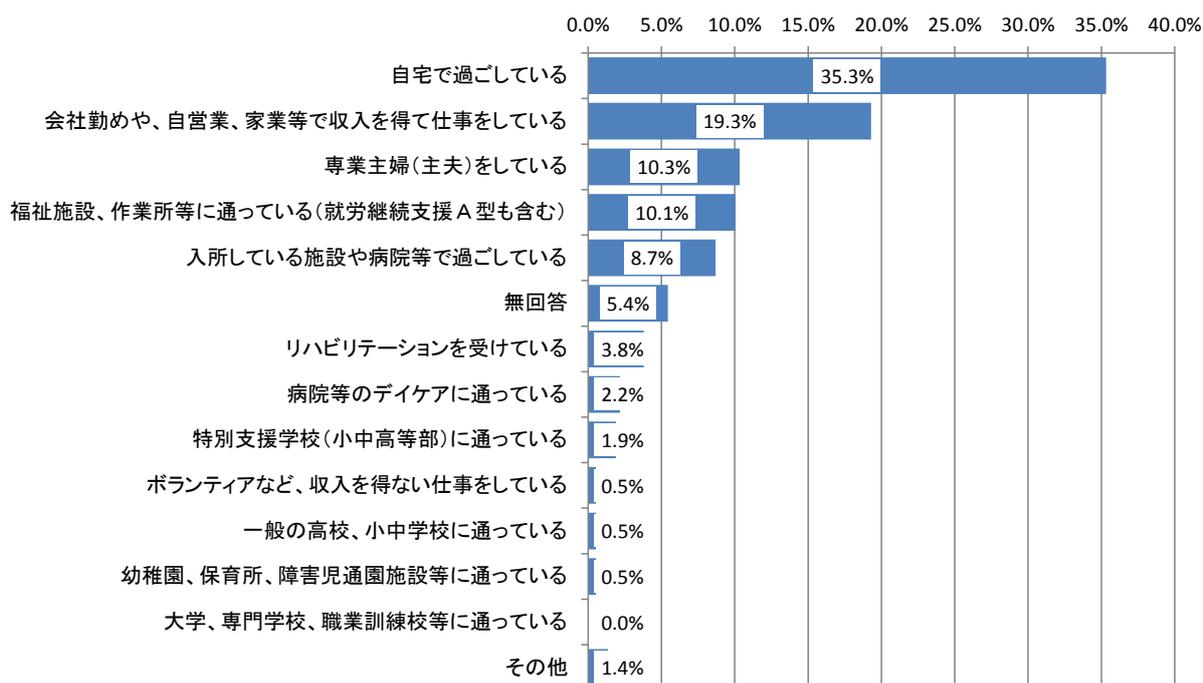
外出時に困らないよう、移動手段に関するサービスの周知や、事業所情報の提供などが求められています。



n=24

③平日の日中の過ごし方

平日の日中の過ごし方で最も多いのが「自宅で過ごしている」で35.3%でした。次いで「会社勤めや、自営業、家業等で収入を得て仕事をしている」方が19.3%でした。

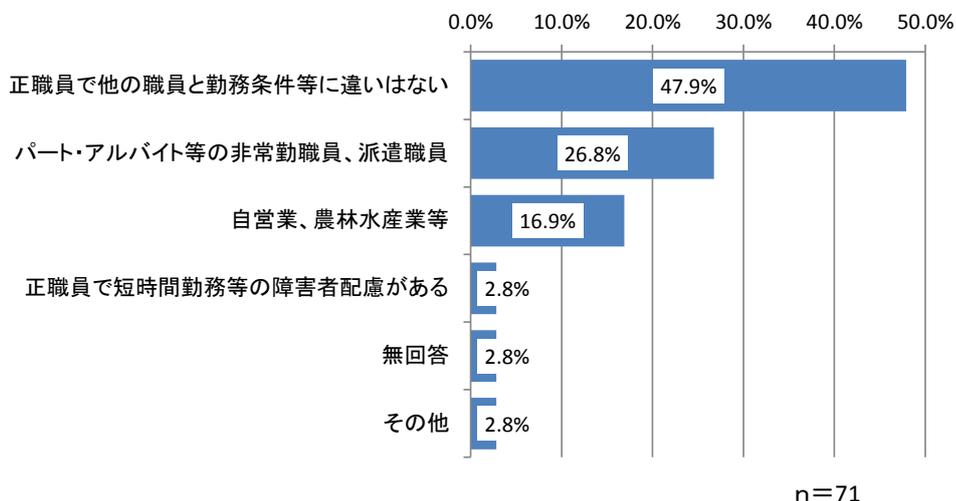


n=368

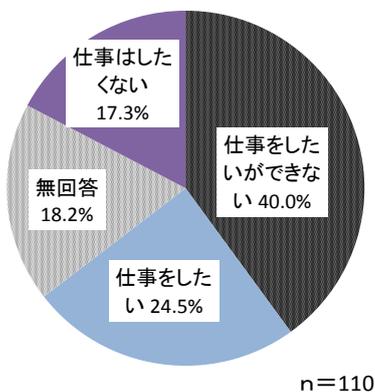
(3) 就労

①勤務形態（「会社勤めや、自営業、家業等で収入を得て仕事をしている」と回答した71名の方）

「会社勤めや、自営業、家業等で収入を得て仕事をしている」と回答した71名の勤務形態は、「正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない」が最も多く、47.9%でした。次いで「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」で26.8%でした。



②就労希望の有無（「会社勤めや、自営業、家業等で収入を得て仕事をしている」と回答していない方110名の方）



現在就労していない方のうち「仕事をしたいができない」が40.0%、「仕事をしたい」が24.5%、「仕事をしたくない」が17.3%でした。

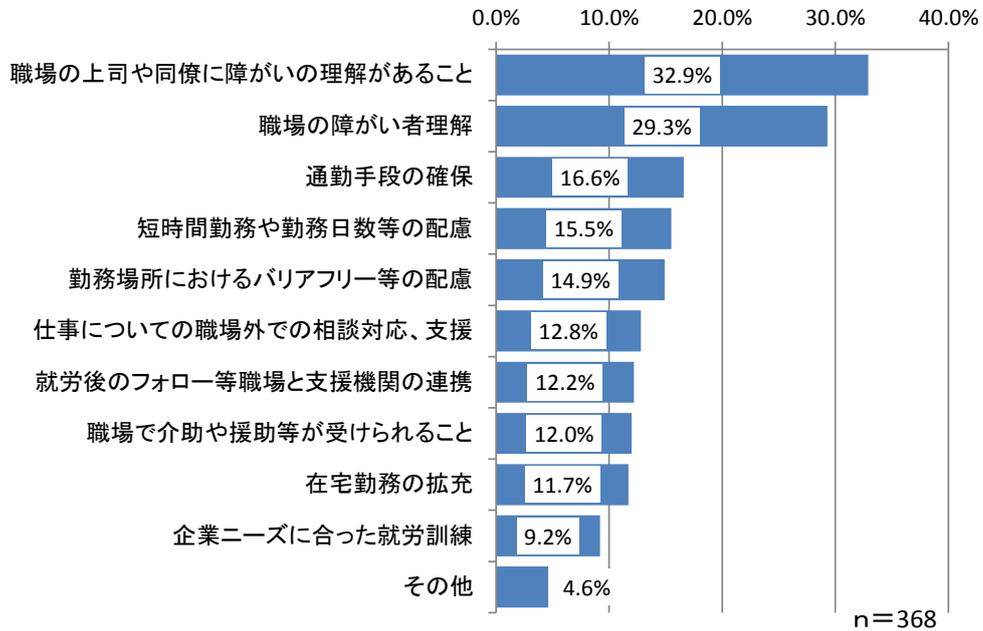
「仕事をしたい」「仕事をしたいができない」方を合わせると半数以上の方が就労を希望しています。

【障がい別就労希望の有無】

	身体		知的		精神		複合		無回答		合計	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
仕事をしたいができない	19	43.2%	12	27.3%	6	13.6%	7	15.9%	0	0.0%	44	100.0%
仕事をしたい	8	29.6%	7	25.9%	1	3.7%	7	25.9%	4	14.8%	27	100.0%
仕事をしたくない	7	36.8%	4	21.1%	0	0.0%	2	10.5%	6	31.6%	19	100.0%
無回答	5	25.0%	4	20.0%	1	5.0%	4	20.0%	6	30.0%	20	100.0%

③就労支援で必要なこと

就労支援で必要と感じていることは、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が最も多く32.9%、次いで「職場の障がい者理解」29.3%と、職場における障がい者への理解が深まる働きやすい環境が求められています。



3 福祉サービスの利用状況

現在の利用状況と今後の利用希望を比較し、利用者数の増加が見込まれる等の課題があるサービスについては、その結果を計画に反映していくために調査を実施しました。

①現在の利用状況

(単位:人)

	現在利用しているか							
	利用している		利用していない		無回答		合計	
居宅介護(ホームヘルプ)	9	2.4%	258	70.1%	101	27.4%	368	100.0%
重度訪問介護	1	0.3%	252	68.5%	115	31.3%	368	100.0%
同行援護	1	0.3%	247	67.1%	120	32.6%	368	100.0%
行動援護	1	0.3%	245	66.6%	122	33.2%	368	100.0%
重度障害者等包括支援	4	1.1%	245	66.6%	119	32.3%	368	100.0%
生活介護	37	10.1%	227	61.7%	104	28.3%	368	100.0%
自立訓練(機能訓練、生活訓練)	21	5.7%	240	65.2%	107	29.1%	368	100.0%
就労移行支援	3	0.8%	252	68.5%	113	30.7%	368	100.0%
就労継続支援(A型・B型)	26	7.1%	234	63.6%	108	29.3%	368	100.0%
療養介護	11	3.0%	249	67.7%	108	29.3%	368	100.0%
短期入所(ショートステイ)	14	3.8%	249	67.7%	105	28.5%	368	100.0%
共同生活援助(グループホーム)	16	4.3%	245	66.6%	107	29.1%	368	100.0%
施設入所支援	21	5.7%	240	65.2%	107	29.1%	368	100.0%
計画相談支援	37	10.1%	225	61.1%	106	28.8%	368	100.0%
児童発達支援	2	0.5%	235	63.9%	131	35.6%	368	100.0%
放課後等デイサービス	3	0.8%	234	63.6%	131	35.6%	368	100.0%
保育所等訪問支援	0	0.0%	232	63.0%	136	37.0%	368	100.0%
医療型児童発達支援	1	0.3%	232	63.0%	135	36.7%	368	100.0%
福祉型児童入所支援	2	0.5%	224	60.9%	142	38.6%	368	100.0%
医療型児童入所支援	0	0.0%	225	61.1%	143	38.9%	368	100.0%

②今後の利用希望

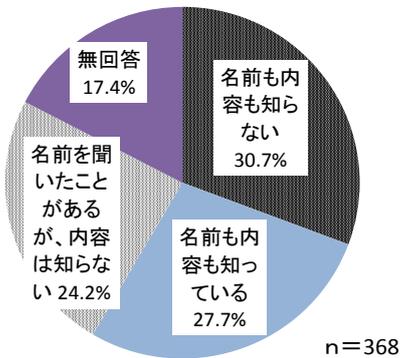
今後の利用希望については、「計画相談支援」が最も多く38.0%でした。次いで「短期入所」が27.4%、「生活介護」が26.1%、「居宅介護」が25.5%、「自立訓練」が25.0%でした。一人ひとりに合った相談体制が求められています。

(単位:人)

	今後利用したいか							
	利用したい		利用したくない		無回答		合計	
居宅介護(ホームヘルプ)	94	25.5%	131	35.6%	143	38.9%	368	100.0%
重度訪問介護	80	21.7%	133	36.1%	155	42.1%	368	100.0%
同行援護	64	17.4%	139	37.8%	165	44.8%	368	100.0%
行動援護	78	21.2%	130	35.3%	160	43.5%	368	100.0%
重度障害者等包括支援	70	19.0%	131	35.6%	167	45.4%	368	100.0%
生活介護	96	26.1%	119	32.3%	153	41.6%	368	100.0%
自立訓練(機能訓練、生活訓練)	92	25.0%	116	31.5%	160	43.5%	368	100.0%
就労移行支援	55	14.9%	149	40.5%	164	44.6%	368	100.0%
就労継続支援(A型・B型)	67	18.2%	134	36.4%	167	45.4%	368	100.0%
療養介護	81	22.0%	122	33.2%	165	44.8%	368	100.0%
短期入所(ショートステイ)	101	27.4%	114	31.0%	153	41.6%	368	100.0%
共同生活援助(グループホーム)	79	21.5%	130	35.3%	159	43.2%	368	100.0%
施設入所支援	79	21.5%	129	35.1%	160	43.5%	368	100.0%
計画相談支援	140	38.0%	86	23.4%	142	38.6%	368	100.0%
児童発達支援	37	10.1%	148	40.2%	183	49.7%	368	100.0%
放課後等デイサービス	25	6.8%	154	41.8%	189	51.4%	368	100.0%
保育所等訪問支援	26	7.1%	152	41.3%	190	51.6%	368	100.0%
医療型児童発達支援	27	7.3%	151	41.0%	190	51.6%	368	100.0%
福祉型児童入所支援	19	5.2%	146	39.7%	203	55.2%	368	100.0%
医療型児童入所支援	19	5.2%	147	39.9%	202	54.9%	368	100.0%

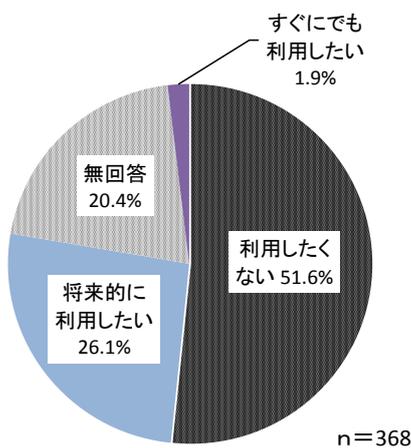
4 権利擁護

①成年後見制度の認知度



成年後見制度について「名前も内容も知っている」のは27.7%でした。「名前を聞いたことがあるが内容は知らない」方が24.2%となっています。

②成年後見制度の利用の希望



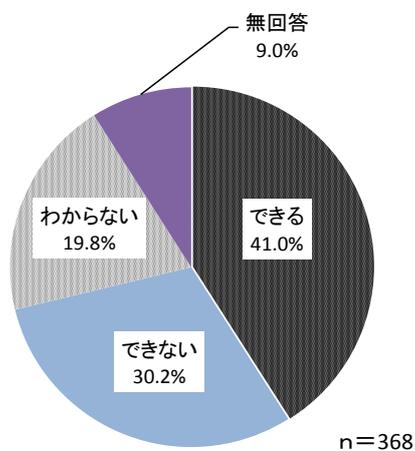
成年後見制度について、「すぐにも利用したい」方が1.9%、「将来的に利用したい」方が26.1%でしたが、「利用したくない」方が51.6%と半数を超えています。

上記2つの結果から成年後見制度については周知啓発が必要です。



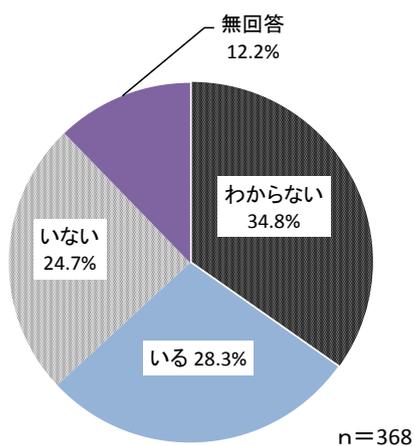
5 災害時の対応

①避難について



災害時に一人で避難「できる」と回答した方は、41.0%でした。「できない」「わからない」と回答した方を合わせると50.0%で「できる」と回答した方を上回っています。

②近所の協力



災害時に近所で助けてくれる人について「いる」と回答した方は28.3%でした。一方、「いない」「わからない」と回答した方を合わせると59.5%でした。

地域の一員として生活することができるよう災害対策部門や災害時避難行動要支援者台帳管理部門と連携した支援体制の構築が求められています。



6 その他自由意見

① 地域生活について

・車イスを使用している障がい者が住める市営住宅を増やしてほしい。
・車イスの人が利用できる公共の住宅を早急に建設してほしい。(民間のアパート等は賃貸料が高額であったり、段差等があり車イスでの生活は無理なことが多い。)
・重度知的障がい者は、入所・通所という枠組みや考え方だけでなく、住み慣れた自宅で生活できるような支援が構築されていくとありがたいと思います。
・緊急時の受け入れもできる施設を利便性の良い場所(たとえば市立病院、社協、特別支援学校の施設)に併設してほしい。現在の緊急入所等の体制では不十分。
・市内に身体障がい者だけが、短期入所や通所で利用できる施設がないので困っている。

② 日中の過ごし方について

・電車などの運賃割引制度等について、制度理解が不十分な駅員の方がいる。窓口での対応が長引き、他の人に障がい者であることで迷惑がられる。行政指導(制度周知)が不十分な気がする。
・家族に頼らず外出できるよう移動支援のサービスなど利用しやすくしてほしい。またバスなどの公共交通も、もう少し充実してほしい。
・私の在住する地域は、車いす利用の場合のバリアフリーが整っていないと思う。たとえば歯科医院が数件あるけれども、段差がある、入り口が狭い。中に入っても段差がある、スロープ、手すりがないなど、とても不便で苦勞することがある。現場をよく見て確認し、改善してほしい。
・病院に行くために路線バスがほしい。市が運営するバスをつくってみてはどうだろうか？

③就労について

・職場での工賃が少なすぎる。薬代にお金がかかりすぎる。



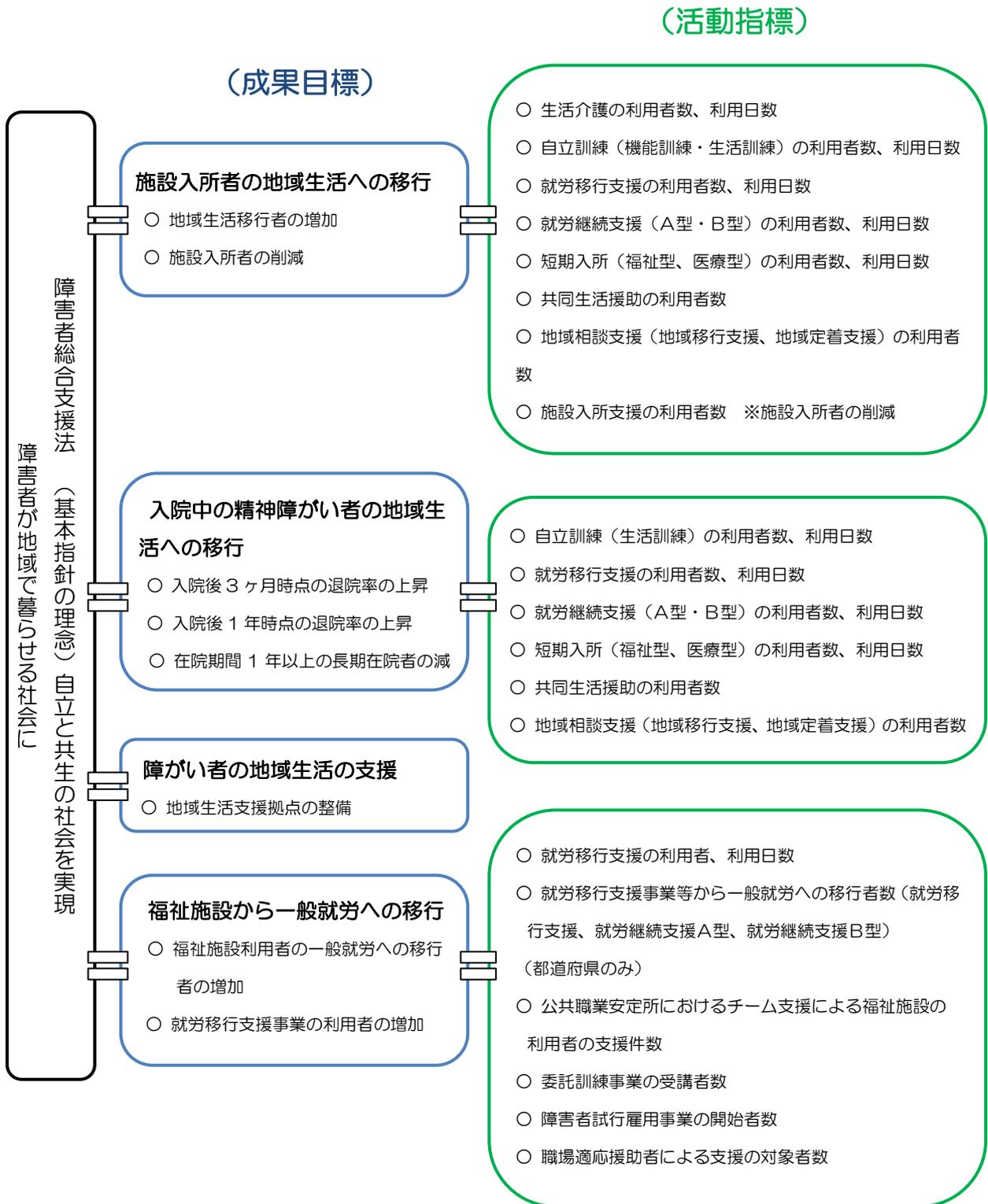
第3章 障害福祉サービス等の数値目標及び見込み量



第3章 障害福祉サービス等の数値目標及び見込量

第1節 障害福祉サービスに関する数値目標

(成果目標と活動指標の関係)



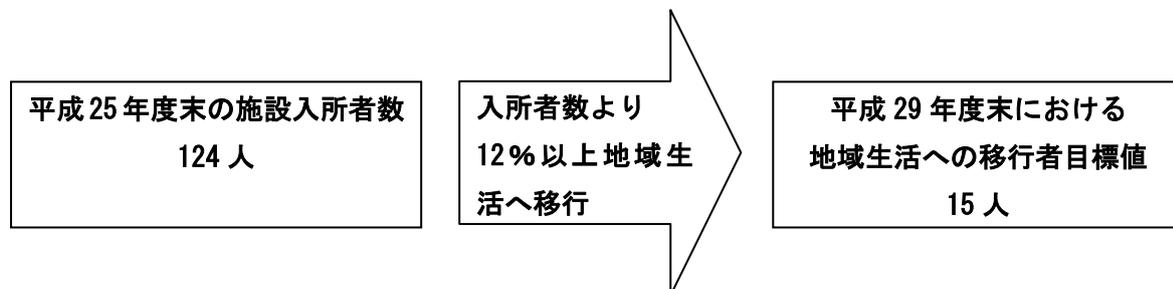
障害福祉サービスの理念実現のため、「地域生活への移行」及び「就労の支援」について、国が定める「基本指針」に基づき、次の3つの平成29年度における数値目標を定めます。

1 施設入所者の地域生活への移行

【地域生活への移行】

○国の指針…平成29年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上が地域生活へ移行することとする

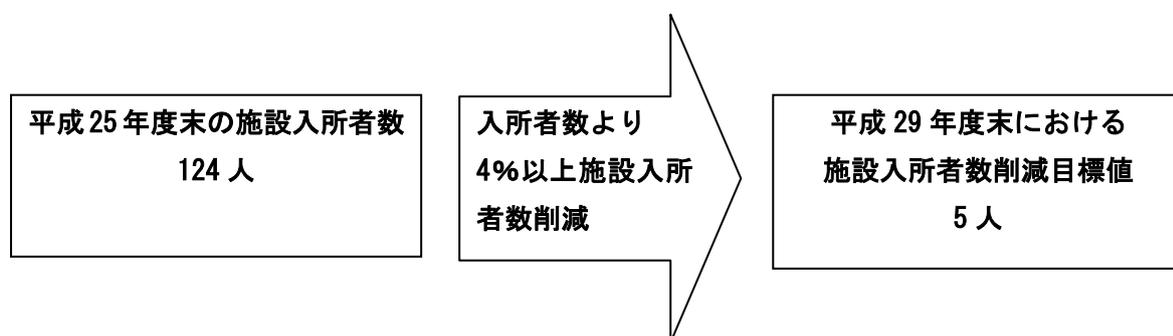
平成25年度末の施設入所者数の実績は、平成25年3月の実績で124人です。国の指針では、施設入所者数の12%以上を地域生活へ移行することとしていますので、平成29年度末における地域生活に移行する方の目標値を15人とします。



【施設入所者数の削減】

○国の指針…平成29年度末の施設入所者数を平成25年度末時点の施設入所者から4パーセント以上削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。

平成25年度末の施設入所者数の実績は、平成25年3月の実績で124人です。国の指針では、施設入所者数の4%以上を削減することとしていますので、平成29年度末の施設入所者数の削減目標値を5人とします。



○目標の達成に向けて

居宅介護サービス、グループホーム、相談支援といった地域生活を支えるサービスの充実を図り、障がい者のニーズに沿った障害福祉サービスを確保するため、民間事業所との連携を図り、協力をしながら適正な供給量の確保体制を整えていきます。

また、サービス事業者にはサービスの質の維持・向上への継続的な取り組みを求めるとともに、市においてもサービス事業者への適切な指導、利用者に対するサービス内容の正しい理解を深める取り組みを進めます。さらに、地域移行においては、近隣住民の理解が重要となるため、様々な機会を捉えてノーマライゼーションの理念の啓発に取り組みます。

2 入院中の精神障がい者の地域生活への移行〈県の取り組み〉

○国の指針…第4期市町村障害福祉計画において入院中の精神障がい者の退院に関する平成29年度における目標値を以下のように設定。

- ①入院後3か月時点の退院率を64%以上とする。
- ②入院後1年時点の退院率を91%以上とする。
- ③長期在院者数については、平成29年度6月時点の長期在院者数を平成24年の同時点の長期在院者数から18%以上削減する。

・笠間市の状況 (H26年10月1日現在)

1年以上の入院患者数	83人	
	うち寛解	4人
	うち院内寛解	22人

日中活動の場となる通所施設等について、関連機関や団体、周辺自治体と連携をとりながら、既存の事業や施設の活用方法などを検討し、地域の受け皿づくりを支援、推進していきます。

寛 解・・・病状が落ち着いた状態にあり、最小限の服薬継続等により、社会生活上の支障なく、自立して生活できると予測されるもの。

院内寛解・・・院内の保護的環境においては、日常生活に問題はないが、一般社会においては不応、症状憎悪、再燃を起こしやすいもの。包括的なりハビリテーション・プログラム等により、ある程度の自立性が期待できるもの。

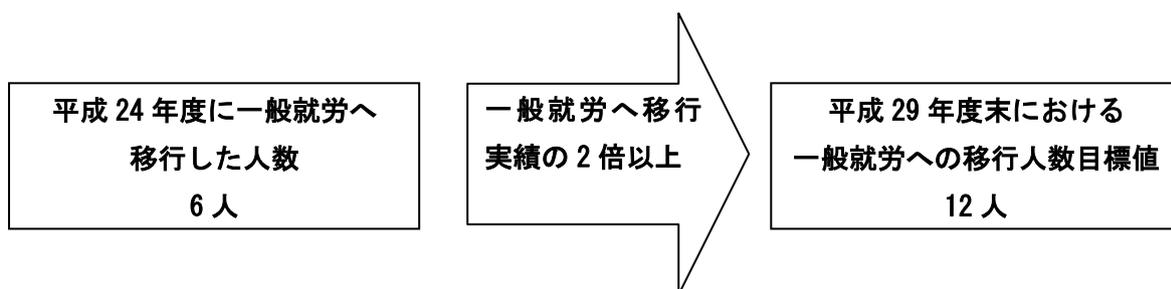
3 福祉施設から一般就労への移行

【就労移行支援事業所等を通じて、平成 29 年度中に一般就労する者の数】

○国の指針…福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成 29 年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。
当該目標値の設定に当たっては、平成 24 年度の一般就労への移行実績の 2 倍以上とすることを基本とする。

平成 24 年度に一般就労へ移行した方は 6 人です。

平成 29 年度中の一般就労への移行する方の目標値は、平成 24 年度の一般就労への移行実績の 2 倍以上とすることとしていますので、12 人と設定します。



【就労移行支援事業の利用者数等】

○国の指針…平成 29 年度末における利用者数が平成 25 年度末における利用者数の 6 割以上増加すること。

平成 25 年度末の就労移行支援事業の利用者数は 34 人です。平成 29 年度末に利用者数の 6 割以上増加することとしていますので、就労移行支援事業の利用者数を 20 人増と見込みます。



【就労移行支援事業所ごとの就労移行率】〈事業所の取組み〉

○国の指針…就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすること。

基幹相談支援センターが中心となり、茨城障害者職業センター・ハローワークと携し、事業所の取組みを支援します。

第2節 サービス量の見込みと提供体制の確保（障害福祉サービス）

（1）訪問系サービス

サービス名称	サービス内容
ア) 居宅介護 (ホームヘルプ サービス)	居宅において生活全般にわたる援助を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・入浴、排せつ及び食事等の介護 ・調理、洗濯及び掃除等の家事 ・その他生活等に関する相談及び助言
イ) 重度訪問介護	重度の障がいがある方で常に介護を必要とする方に、居宅において、生活全般にわたる援助と外出時の支援を総合的に行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・入浴、排せつ及び食事等の介護 ・調理、洗濯及び掃除等の家事 ・外出時における移動中の介護 ・その他生活等に関する相談及び助言
ウ) 同行援護	視覚に障がいがあり、移動に著しい困難がある方に、移動時および外出先において支援を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・視覚的情報の支援（代筆・代読を含む） ・移動の援護、排せつ・食事等の介護
エ) 行動援護	知的・精神・発達に障がいがあり、行動や移動に著しい困難がある方に、移動時および外出先において支援を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護 ・外出時における移動の援護、排せつ・食事等の介護 ・その他行動する際に必要な援助
オ) 重度障害者等 包括支援	四肢の麻痺や寝たきりの状態の方や、知的または精神に障がいがある方で、意思疎通や行動上に著しい困難がある方に、障害福祉サービスを包括的に提供します。 <ul style="list-style-type: none"> ・訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護など） ・日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援など） ・居住系サービス（共同生活援助）

◆実績と見込み量◆

(人／月、時間／月)

		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
ア) 居宅介護	利用実人数	63	66	70	74	77	80
	延利用時間	925.75	1,027.75	1,107.75	1,259.50	1,384.50	1,522.50
イ) 重度訪問 介護	利用実人数	1	2	1	3	3	3
	延利用時間	8	40	30.05	77	77	77
ウ) 同行援護	利用実人数	2	4	5	7	9	12
	延利用時間	25.5	36	96.5	120	150	187.5
エ) 行動援護	利用実人数	2	3	3	5	7	9
	延利用時間	5	14	19.5	25	35	45
オ) 重度障害者等 包括支援	利用実人数	0	0	0	0	0	0
	延利用時間	0	0	0	0	0	0

※実績値は、各年度10月時点の1か月分

○見込み量算出の考え方

- ア) 居宅介護は利用実人数、延利用時間ともに毎年増加の傾向にあり、今後も増加していくものと思われます。平成24～26年度の伸び率と実績を加味し、平成27～29年度の計画値を算出しています。
- イ) 重度訪問介護は平成21～23年度は利用がありませんでしたが、平成24年度より利用があり、今後も大きく増えることはありませんが、微増することを見込み、人数を算出しました。また、時間数については平成24・25年度の年間利用時間の伸び率及び実績を加味し算出しています。
- ウ) 同行援護、エ) 行動援護については利用はありますが、人数が少ないのが現状です。行動援護については、今後は発達障がいなどの利用者の増加が予測されるため利用人数の増加を見込み、利用時間数は平成24・25年度の年間平均利用時間の伸び率及び実績を加味して算出しています。
- オ) 重度障害者等包括支援については対象者が存在しないため、見込みはありません。

○見込み量確保のための方策

居宅において安心して暮らすことができるよう、相談支援事業所やサービス事業所と連携しニーズに応じたサービス提供体制の確保に努め、さらなる充実を図ります。

また、精神障がい・発達障がいなどの対象者の増加が予測されることや「外出時支援を必要としている」というアンケート結果から、外出支援サービス利用者の増加などに柔軟に対応できるように努めます。

(2) 日中活動系サービス

○日中活動系サービス（介護給付）

サービス名称	サービス内容
ア) 生活介護	<p>常時介護を必要とする人に、主として日中に障害者支援施設等で支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入浴、排せつ及び食事等の介護 ・調理、洗濯及び掃除等の家事 ・生活等に関する相談及び助言 ・創作的活動又は生産活動の機会の提供 ・その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助 ・その他の必要な日常生活上の支援
イ) 療養介護	<p>医療と常時介護を必要とする人に、主として日中に、病院や施設で支援を行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院における機能訓練、療養上の管理 ・看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話
ウ) 短期入所 (ショートステイ)	<p>居宅において介護を行う方が疾病などで介護を行うことができない場合に、短期間施設へ入所をして、入浴、排せつ及び食事その他の必要な援助を行います。</p>

◆実績と見込み量◆

(人／月、時間／月)

		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
ア) 生活介護	利用実人数	179	188	205	225	248	260
	延利用人数	3,760	3,889	4,203	4,760	5,236	5,759
イ) 療養介護	利用実人数	12	10	10	10	10	10
	延利用人数	344	310	310	310	310	310
ウ) 短期入所	利用実人数	19	23	21	24	26	29
	延利用人数	196	196	160	201	221	243

※実績値は、各年度10月時点の1か月分

○見込み量算出の考え方

ア) 生活介護は年々増加傾向にあり、平成27～29年度の利用人数の見込みは平成24～26年度の伸び率及び実績を加味して算出しています。

イ) 療養介護は年々減少傾向にあり、平成27～29年度の利用人数の見込みも減少傾向とし24～26年度の減少率の平均で算出しています。

ウ) 短期入所は平成26年度時点では利用人数は若干減っていますが、平成24・25年度の傾向をみると微増傾向にあり、伸び率及び実績を加味し、平成27年度以降も増加を見込んでいます。

○見込み量確保のための方策

利用者のニーズや状況に応じたサービスの提供に努めます。

○日中活動系サービス（訓練等給付）

サービス名称	サービス内容
ア) 機能訓練	身体に障がいがある方や難病等の方が、通所や居宅への訪問によって、身体機能や生活能力の維持・向上を図るための援助を行います。 ・理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション ・生活等に関する相談・助言、その他の必要な支援
イ) 生活訓練	知的または精神に障がいがある方が、通所や居宅への訪問によって、生活能力の維持・向上を図るための援助を行います。 ・入浴、排せつ及び食事等、日常生活に関する訓練 ・生活等に関する相談・助言、その他の必要な支援
ウ) 就労移行支援	一般就労等を希望する65歳未満の方へ、就労に向けて必要な支援を行います。 ・生産活動、職場体験などの機会の提供 ・就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練 ・求職活動に関する支援やその適性に応じた職場の開拓 ・就職後における職場への定着のために必要な相談
エ) 就労継続支援 A型（雇用型）	雇用契約に基づく就労機会の提供や、一般就労に移行するための支援を行います。 ・生産活動などの機会の提供 ・就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練
オ) 就労継続支援 B型 （非雇用型）	通所による生産活動などの機会の提供、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練などの支援を行います。

◆実績と見込み量◆

（人／月、時間／月）

		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
ア) 機能訓練	利用実人数	4	5	3	6	6	6
	延利用人数	58	75	42	52	52	52
イ) 生活訓練	利用実人数	9	13	15	19	20	22
	延利用人数	172	239	251	264	288	314
ウ) 就労移行 支援	利用実人数	38	35	27	40	45	50
	延利用人数	692	614	487	700	787	875
エ) 就労継続 支援A型	利用実人数	36	37	35	39	41	39
	延利用人数	785	803	785	807	809	812
オ) 就労継続 支援B型	利用実人数	68	80	114	137	146	156
	延利用人数	1,236	1,352	2,017	2,177	2,285	2,399

※実績値は、各年度10月時点の1か月分

○見込み量算出の考え方

- ア) 機能訓練は、延利用人数に動きはあるもののほぼ横ばい状態であり、平成 27 年度からの見込み量は、若干増加すると見込みます。
- イ) 生活訓練は増加傾向にあり、今後も増加が見込まれることから、平成 24～26 年度の伸び率の平均及び実績で算出します。
- ウ) 就労移行支援は、市内の事業所が減少していることから、利用者についても減少傾向にありますが、働く意欲のある方が可能な限り就労することを目標に増加すると見込みます。
- エ) 就労継続支援A型は、平成 27 年度からはほぼ横ばいと見込みます。
- オ) 就労継続支援B型は増加傾向にあり、今後も増加が見込まれることから、平成 24～26 年度の伸び率及び実績を加味して算出します。

○見込み量確保のための方策

- 基幹相談支援センターが中心となり、事業所と連携し障がいの状態や希望に応じサービスが選択できるように努めます。
- また、一般就労を希望する方に対し、スムーズな移行が出来るよう茨城障害者職業センターやハローワークとの連携を図ります。

(3) 居住系サービス

①共同生活介護（ケアホーム）【介護給付】・共同生活援助（グループホーム）【訓練等給付】

サービス名称	サービス内容
ア) 共同生活介護（ケアホーム）	共同生活を行う住居に入居している方に、主に夜間に必要な日常生活上の世話をを行います。平成 26 年 4 月より共同生活援助に一元化されました。 <ul style="list-style-type: none"> ・入浴、排せつ及び食事等の介護 ・調理、洗濯及び掃除等の家事 ・生活等に関する相談・助言 ・就労先その他関係機関との連絡
イ) 共同生活援助（グループホーム）	障がいがある方が共同生活を営む住居において、主に夜間に必要な日常生活上の世話をを行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・入浴、排せつ及び食事等の介護 ・生活等に関する相談・助言 ・就労先その他関係機関との連絡

◆実績と見込み量◆

(人/月)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
ア) ケアホーム	32	33	53	56	58	60
イ) グループホーム	13	13				

※実績値は、各年度 10 月時点の 1 か月分

※総合支援法の制定により 26 年度よりケアホーム・グループホームは一元化されました。

○見込み量算出の考え方

ア) ケアホーム、イ) グループホームは、障害者総合支援法の制定により、グループホームとして一元化されました。利用人数は平成 24～26 年度にかけては微増傾向にあります。今後も増加が見込まれることから、平成 24～26 年度の伸び率と実績を加味して、平成 27 年度以降の人数を推計しています。

○見込み量確保のための方策

年々事業所数は増加しているが、入所希望者が多く入居が難しい状況にあることから、市内のみならず近隣の事業所と連携し希望者が円滑に入居できるよう支援します。

②施設入所支援【介護給付】

サービス名称	サービス内容
施設入所支援	障害者支援施設等に入所している障がいがある方に、主に夜間に日常生活上の支援を行います。日中は生活介護や自立訓練、就労継続支援B型を利用します。 ・入浴、排せつ及び食事等の介護 ・生活等に関する相談・助言

◆実績と見込み量◆

(人/月)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
施設入所支援	126	128	127	126	125	123

※実績値は、各年度 10 月時点の 1 か月分

○見込み量算出の考え方

平成 24～26 年度の施設入所支援の実績値は、ほぼ横ばいですが国の指針により、平成 29 年度末の施設入所者数が平成 25 年度末時点から 4%以上削減するよう必要量を見込みます。

○見込み量確保のための方策

障がいの状況や希望を踏まえ、施設から地域での生活へ移行できるよう、グループホームや在宅での支援の体制の構築に努めます。

(4) 補装具

サービス名称	サービス内容
補装具	身体障害者手帳の交付を受けた方や難病を有する方の仕事や日常生活を容易にするために、失われた身体機能や損傷のある身体機能を補うための用具（補装具）の購入または修理にかかる費用を支給します。 義手、義足、車いす、盲人安全つえ、義眼、補聴器等。

◆実績と見込み量◆

(件/年)

	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
補装具	192	191	190	190	190	190

※実績値は、各年度10月時点の1か月分

○見込み量算出の考え方

平成24～26年度の実績から、平成27年度以降はほぼ横ばいと見込みます。

○見込み量確保のための方策

一人ひとりのニーズにあった補装具の給付に努めます。



(5) 相談支援事業

サービス名称	サービス内容
ア) 計画相談支援	障害福祉サービスを利用する方に対して、適切なサービスが利用できるよう、相談支援専門員がサービス利用計画の作成や見直しなどの支援を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・ サービス支給決定前 訪問などによるアセスメント、利用に向けた関係機関との連絡調整、サービス利用計画案の作成、その他サービス利用に関する相談・助言 ・ サービス支給決定後 サービス等利用計画の作成、計画の見直し（モニタリング）、関係機関との連絡調整、その他サービス利用に関する相談・助言
イ) 地域移行支援	障害者支援施設に入所している方や、精神科病院に入院している精神に障がいがある方が地域生活へ移行する際に必要な、住居の確保や障害福祉サービス事業所への見学、相談など、その他地域生活への移行に必要な支援を行います。
ウ) 地域定着支援	居宅において、単身であるなど緊急時の支援が見込めない障がいがある方に対して、常に連絡が可能な体制を確保し、障がいの特性に起因して発生した緊急事態等に、相談・訪問などの緊急対応を行います。

◆実績と見込み量◆

(人/年)

	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
ア) 計画相談支援	61	147	302	580	640	700
イ) 地域移行支援	0	0	0	2	3	3
ウ) 地域定着支援	0	0	0	2	3	3

※実績値は1年間の利用合計数ただし、平成26年度は実績値の平均で割り込む

○見込み量算出の考え方

- ア) 計画相談支援は平成24年の制度改正により、平成27年4月以降、障害福祉サービスを利用する際に計画相談が必須となるため、平成25・26年度に大幅な増加がありました。平成27年度以降も新規利用者の増加に伴い増加すると見込みます。
- イ) 地域移行支援、ウ) 地域定着支援については、平成24・25年度では実績がありませんが、平成27年度からは障害福祉サービスの伸び率を踏まえて利用を見込みました。

○見込み量確保のための方策

相談支援事業所と連携を図り相談支援の充実のための体制を整えていきます。

また、基幹相談支援センターを中心に指定相談支援事業所への助言・指導を行い、相談支援専門員の資質向上に取り組んでいきます。

地域移行支援については、精神科病院の長期入院患者のうち、寛解等の状態にあり病状等が落ち着いている方について、医療機関と連携を図りながら、地域生活への移行促進に努めます。

(6) 障害児通所支援

サービス名称	サービス内容
ア) 児童発達支援	障がいがある未就学児に対して、事業所へ通所することにより、発達や療育に必要な支援を行います。 ・日常生活における基本的動作の指導 ・知識や技能の付与 ・集団生活への適応訓練
イ) 医療型児童発達支援	肢体不自由の障がいがある未就学児に、児童発達支援と併せて治療を行います。
ウ) 放課後等デイサービス	障がいがある就学児に対して、授業の終了後や学校休業日に事業所へ通所することにより、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。
エ) 保育所等訪問支援	障がいがある児童が通う保育所や幼稚園、小学校に訪問し、集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

◆実績と見込み量◆

(人/月)

		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
ア) 児童発達 支援	利用実人数	5	3	11	16	22	30
	延利用人数	98	21	63	75	101	127
イ) 医療型児 童発達支援	利用実人数	0	0	0	0	0	0
	延利用人数	0	0	0	0	0	0
ウ) 放課後等 デイサービス	利用実人数	33	47	52	53	65	89
	延利用人数	500	593	713	720	730	850
エ) 保育所等 訪問支援	利用実人数	0	0	0	1	1	1
	延利用人数	0	0	0	2	2	2

※実績値は、各年度10月時点の1か月分

○見込み量算出の考え方

ア) 児童発達支援、ウ) 放課後等デイサービスについては年々増加傾向にあり、今後とも増加すると見込まれることから、平成24～26年度の伸び率と実績を勘案して推計しました。

○見込み量確保のための方策

障がいがある児童が発達段階に応じて必要な支援を受けることができるよう、事業所・茨城県発達障がい者支援センター・教育委員会・保健センターと共に療育の場の充実に努めます。

(7) 障害児相談支援

サービス名称	サービス内容
障害児相談支援	<p>障害福祉サービスを利用する障がいがある児童や保護者に対して、適切なサービスが利用できるよう、相談支援専門員がサービス利用計画の作成や見直しなどの支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サービス支給決定前 訪問などによるアセスメント、利用に向けた関係機関との連絡調整、サービス利用計画案の作成、その他サービス利用に関する相談・助言 ・ サービス支給決定後 サービス等利用計画の作成、計画の見直し（モニタリング）、関係機関との連絡調整、その他サービス利用に関する相談・助言

◆実績と見込み量◆

(人/年)

		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
障害児相談 支援	利用実人数	0	10	60	94	104	114

※実績値は1年間の利用合計数ただし、平成26年度は実績値の平均で割り込む

○見込み量算出の考え方

平成24年の制度改正により、平成27年4月以降、福祉サービスを利用する際に計画相談が必須となるため、平成26年度に大幅な増加がありました。平成27年度以降は、新規利用者が増加すると見込みます。

○見込み量確保のための方策

相談支援事業所と連携を図り相談支援の充実のための体制を整えていきます。

また、基幹相談支援センターを中心に指定相談支援事業所への助言・指導を行い、相談支援専門員の資質向上に取り組んでいきます。

第3節－1 サービス量の見込みと提供体制の確保（地域生活支援事業）

（1）理解促進研修・啓発事業

サービス名称	サービス内容
理解促進研修・啓発事業	地域住民に対して、障がいの理解を深めるための研修や啓発（イベントや教室の開催、パンフレットの配布等）を行います。

◆実績と見込み量◆

（回/年）

	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
理解促進研修・啓発事業 （イベント開催）	1	1	1	1	1	1

○見込み量確保のための方策

障がいの理解を深めるため、ホームページや広報紙等により普及・啓発を目的とした広報活動に努めます。また、障がいがある方もない方も共に参加するイベント等、多くの住民が参加できる形態により、障がいがある方に対する理解促進に努めます。

（2）自発的活動支援事業

サービス名称	サービス内容
自発的活動支援事業	障がいがある方、その家族、地域住民などが、地域において自発的に行う活動の支援を行います。

◆実績と見込み量◆

（団体/年）

	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
自発的活動支援事業	2	2	2	2	2	2

○見込み量確保のための方策

障がいがある方やその家族等による、地域における自発的な取組や事業を実施している団体で、市や県が実施する社会参加促進事業や研修会等に参加している団体に対し、支援を行います。

(3) 相談支援事業

サービス名称	サービス内容
相談支援事業	<p>ア)【基幹相談支援センター】 地域における相談支援の中核的な役割を担う</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 総合相談 (2) 権利擁護・虐待の防止 (3) 困難事例への対応及び事例検討会の開催 (4) 地域の相談支援者の人材育成 (5) 地域ネットワーク構築への取り組み (6) 啓発 (7) 相談支援ファイルの管理 (8) 指定相談事業者支援 (9) 障害者地域自立支援協議会の運営への参加 (10) 地域移行・地域定着の促進 <p>イ)【障害者等相談支援事業】 相談に応じ、必要な情報提供及び助言などを行う</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 福祉サービス利用のための情報提供及び相談等 (2) 各種支援施策等の社会資源を活用するための支援 (3) 社会生活力を高めるための支援 (4) ピアカウンセリング (5) 権利擁護のために必要な支援 (6) 専門機関の紹介

◆実績と見込み量◆

(か所)

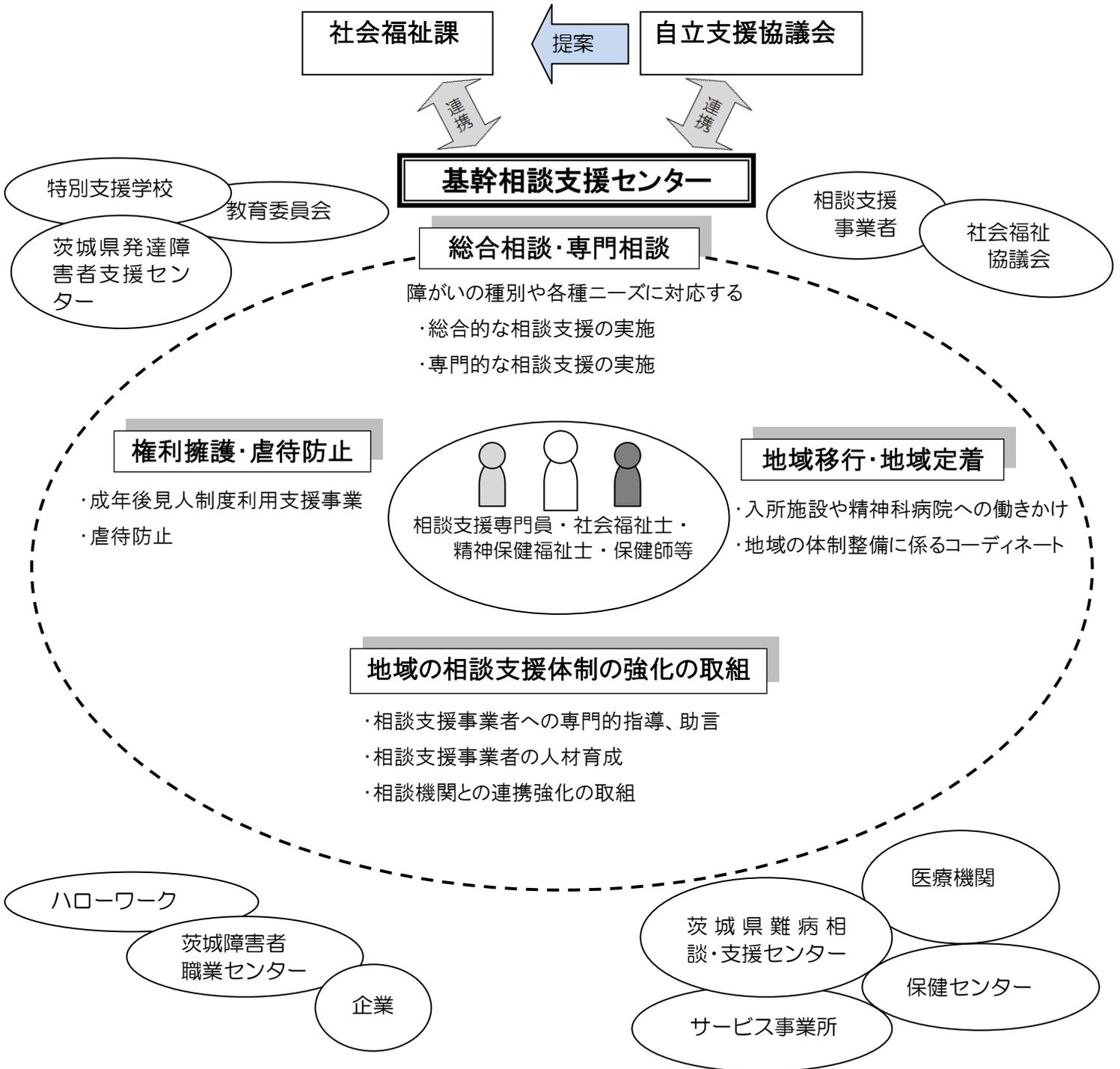
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
ア)基幹相談支援 センター	1	1	1	1	1	1
イ)障害者等 相談支援事業	3	3	3	3	3	3

○見込み量確保のための方策

事業所数については、平成26年度までと同数で見込みますが、更なる基幹相談支援センターの機能強化を図るため、社会福祉士等の専門職員を増員配置するなど、身体・知的・精神・発達障がいに対応できる充実した相談支援体制づくりに努めます。

また、計画相談支援事業者に対し、専門的な指導・助言、人材育成の支援を実施し、相談支援機能の強化を図ります。

笠間市における相談・支援体制



(4) 成年後見制度利用支援事業

サービス名称	サービス内容
成年後見制度 利用支援事業	障がいがある方の権利を擁護し、自立生活を支援するため、知的に障がいがある方および精神に障がいがある方に対して、申立てに要する費用および後見人等の報酬の全部または一部を助成する事業です。

◆実績と見込み量◆

(人/年)

	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
成年後見制度 利用支援事業	1	1	1	1	1	1

○見込み量確保のための方策

平成24～26年度の利用人数は多いとは言えませんが、今後利用者が増えることが見込まれます。

制度の認知度を高めるため周知啓発を行い、利用促進に努めます。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

サービス名称	サービス内容
成年後見制度 法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

◆実績と見込み量◆

(団体/年)

	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
成年後見制度 法人後見支援事業	0	0	0	1	1	1

○見込み量確保のための方策

障がいがある方の権利擁護を図ることを目的に、成年後見制度における後見等の業務を適正に行う法人を確保できる体制づくりに努めます。

(6) 意思疎通支援事業

サービス名称	サービス内容
意志疎通支援事業	障がいがある方の社会参加の機会を支援するために、手話通訳派遣、要約筆記派遣などの意思疎通にかかわる支援を行う事業です。

◆実績と見込み量◆

(人/年)

	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
意志疎通支援事業	5	1	6	8	10	12

○見込み量確保のための方策

茨城県立聴覚障害者福祉センター「やすらぎ」に委託して、事業を実施していきます。

茨城県立聴覚障害者福祉センター「やすらぎ」と連携を図りながら事業を実施するとともに、今後は情報提供等を行い利用の促進に努めます。

(7) 日常生活用具給付等事業

サービス名称	サービス内容
日常生活用具給付等事業	障がいがある方等の日常生活上の便宜を図るための用具を給付することにより、日常生活の困難を改善し、自立を支援します。 特殊寝台、入浴補助用具、電気式たん吸引機、点字器、ストマ用装具等。

◆実績と見込み量◆

(件/年)

	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
日常生活用具給付等事業	1,293	1,297	1,396	1,451	1,509	1,569

○見込み量確保のための方策

一人ひとりのニーズにあった用具の給付に努めます。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

サービス名称	サービス内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚に障がいがある方との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

◆実績と見込み量◆

(人/年)

	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
手話奉仕員養成研修事業	0	0	0	1	1	1

○見込み量確保のための方策

茨城県立聴覚障害者福祉センター「やすらぎ」と連携し、手話奉仕員の養成に努めます。

(9) 移動支援事業

サービス名称	サービス内容
移動支援事業	障がいがある方が社会生活や余暇活動等で外出が必要な際にヘルパーを派遣し、移動に必要な支援(介助)を行います。

◆実績と見込み量◆

	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
利用人数(人/年)	15	14	23	28	33	38
延利用時間(時間/年)	705	543	672	840	990	1,140

○見込み量確保のための方策

外出時支援を求める声が多いことから、広く周知し社会参加促進に努めます。

(10) 地域活動支援センター事業

サービス名称	サービス内容
地域活動支援事業	<p>障がいがある方の創作的活動、生産活動、社会との交流の促進を目指す事業です。地域活動支援センターは、一般就労が難しい方に、創作活動や生産活動の機会の提供や社会との交流等を行う施設で、福祉的就労や生きがい活動の場と位置づけられます。</p> <p>機能強化事業として以下の3つの種類に分類されます。</p> <p>○機能強化事業 I型事業所 専門職員を配置し、医療・福祉関係機関や地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域における市民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発などを行います。</p> <p>○機能強化事業 II型事業所 在宅の障がいがある方のうち、地域での就労が困難な方が通所し、機能訓練、社会適応訓練等のサービスを行います。1日あたりの実利用人員15名以上。</p> <p>○機能強化事業 III型事業所 在宅の障がいがある方のうち、地域での就労が困難な方が通所し、機能訓練、社会適応訓練等のサービスを行います。1日あたりの実利用人員10名以上。</p>

◆実績と見込み量◆

		平成	平成	平成	平成	平成	平成
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
I型事業所	箇所	3	3	3	3	3	3
	人/年	10	14	17	20	23	26
II型事業所	箇所	1	1	1	1	1	1
	人/年	15	17	17	19	21	23
III型事業所	箇所	3	3	1	1	1	1
	人/年	31	30	2	4	6	8

○見込み量確保のための方策

生産活動の場を通して社会参加の促進を図ると共に、就労に移行できる方については、就労支援を行います。

第3節-2 サービス量の見込みと提供体制の確保（地域生活支援事業における任意事業）

	サービス名称	サービス内容
日常生活支援	(1) 訪問入浴サービス事業	家庭での入浴が困難な方に、移動入浴車での訪問により入浴サービスを提供する事業です。
	(2) 日中一時支援事業	介護者が緊急その他の理由により介護をすることができないとき、日中の活動の場の確保と一時的な見守り等の支援を行うことにより、障がいがある方等の家族等の就労支援及び負担軽減を図る事業です。
社会参加支援	(3) スポーツ・レクリエーション活動参加促進	障がいがある方も無い方も共通の場に集い、スポーツを通じて相互の理解を深め合う事業です。
	(4) 芸術・文化活動参加促進	作品展や音楽祭などの文化芸術活動の機会を提供し、創作意欲や社会参加の促進を図る事業です。
	(5) 点字・声の広報発行事業	市報などを音読しカセットテープ等に吹き込み、視覚に障がいがある方で希望する方へ配布する事業です。
	(6) 自動車運転免許取得・改造費助成	身体に重度の障がいがある方が、就労等の交通手段確保のため、自動車の免許取得及び自動車の改造を必要とする場合に、その費用の一部を助成し、社会復帰等の促進を図る事業です。
権利擁護支援	(7) 成年後見制度普及啓発	成年後見制度の利用方法など成年後見制度を利用しやすくするために、制度のことをわかりやすく説明する講演会や相談会などを行う事業です。
	(8) 虐待防止対策支援	障がいがある方が住み慣れた地域で尊厳を保ちながら生活していくために、障がいがある方への虐待の未然防止、早期発見、迅速な対応、その後の本人及び養護者への適切な支援に資するため、虐待防止に関する普及啓発等を図ります。
就業・就労支援	(9) 更生訓練費給付事業	身体障害者更生援護施設（身体障害者療護施設、身体障害者ホーム、身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設並びに国立施設を除く）に入所している方に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ることを目的とします。

◆実績と見込み量◆

		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
(1) 訪問入浴 サービス事業	件/年	325	301	305	309	313	317
(2) 日中一時支援 事業	人/年	50	78	69	80	90	100
(3) スポーツ・ レクリエーション 活動参加促進	人/年	203	353	420	499	510	520
(4) 芸術・文化活動 参加促進	人/年	283	280	325	370	400	430
(5) 点字・声の 広報発行事業	回/年	12	12	12	12	12	12
(6) 自動車運転 免許取得・ 改造費助成	件/年	0	2	1	3	4	5
(7) 成年後見制度 普及啓発	回/年	0	0	1	1	1	1
(8) 虐待防止対策 支援	回/年	1	0	1	1	1	1
(9) 更生訓練費 給付事業	人/年	0	0	0	1	1	1

○見込み量確保のための方策

- (1) 訪問入浴サービス事業は、平成26年度現在、委託している事業所が4か所あり、引き続きサービス提供を行います。
- (2) 日中一時支援事業については、児童の利用希望が増加しているため、児童の受け入れを行っている事業所や市外の事業所など委託事業所を増加して対応していきます。
- (3) スポーツレクリエーション活動参加促進については、市で「ふれあいスポーツの集い」を開催しているほか、県のスポーツ大会参加に対する支援を行っています。今後も事業所と連携し、参加促進を図ります。
- (4) 芸術・文化活動参加促進については、市で「ふれあい作品展」「みんなの音楽祭」を開催しています。今後も事業所と連携し参加促進を図ります。

上記以外の事業については、今後も継続して事業を実施し、広報等で周知を高め、利用促進に努めます。

第3節－3 発達障がい者に対する支援

発達障害者支援法の施行(平成17年)により、他の障がい者同様のサービスが受けられるようになりましたが、支援施策などの社会的資源の不足や、保護者や地域住民、企業などにおける発達障がいに対する理解や認識が不十分であることなどから、今後、国や地方自治体が取り組むべき課題も多いのが現状です。

発達障がい者の支援においては、早期発見・療育が有効であることや、周囲に理解されにくい障がい特性であることなどから、幼少期から成人期以降まで、対象者の成長段階に応じた支援が重要となります。そのためには、成長に合わせた個別の支援策の充実を図っていくとともに、それらを包括的・継続的に進めていくための支援体制の充実に努めていきます。

また、発達障がいへの理解を深め、支援につながるよう、地域住民や事業所などに対する啓発活動(理解促進・啓発事業)などを通じて、発達障がい者が、地域や職場で生活しやすい環境づくりを推進していきます。

サービス名称	サービス内容
(1) 親子通園事業	情緒、言語、心身の発達などのために支援が必要な児童に対し、適切な早期療育を行う事業 ・ プレイセラピー ・ 機能回復訓練 ・ 日常生活における基本動作の指導 ・ 保護者への指導・助言 ・ 関係機関との連携
(2) 相談支援	基幹相談支援センターによる包括的相談支援 茨城県発達障害者支援センター・茨城障害者就業センター・ハローワークやその他の関係機関と連携し、対象者の発達段階に応じ一貫した支援ができる体制づくりを進めます。

◆実績と見込み量◆

(人/年)

	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
(1) 親子通園事業	70	88	92	103	114	125
(2) 相談支援	3	3	4	5	6	7

○見込み量確保のための方策

(1) 親子通園事業については、保健センターとの連携を図り、発達に問題のある児童の早期発見・早期療育に努めます。

(2) 相談支援については、基幹相談支援センターが中核的な役割を担い、個々の状況に応じた継続的な相談・支援を行っていきます。

第4節 その他の障がい者支援にかかわる独自施策の実施

本市では、障害福祉サービス及び地域生活支援事業に加え、障がいがある方の地域生活を支援すべく以下の独自施策を実施しています。

サービス名称	サービス内容
重度障害者（児）住宅リフォーム助成事業	重度障がいがある方に、住宅設備を改善する際に要する経費の助成。
重度心身障害者タクシー利用料金助成事業	心身に重度の障がいがある方が、医療機関または機能回復訓練のため通院通所に要する交通費の一部を助成。

◆実績と見込み量◆

(人/年)

	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
住宅リフォーム助成事業	2	1	2	2	2	2
タクシー利用料金助成事業	64	59	66	66	66	66

○見込み量確保のための方策

重度障害者（児）住宅リフォーム助成事業は、一人ひとりのニーズにあった給付に努めます。

重度心身障害者タクシー利用料金助成事業は、障がいによる交通弱者のための福祉の増進を図るため、引き続きサービス提供を行います。

事業量見込一覧

(1) 障害福祉サービスに関する数値目標及び見込み量の推移と推計

			平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
訪問系	ア) 居宅介護	利用実人数	63	66	70	74	77	80
		延利用時間	925.75	1,027.75	1,107.75	1,259.50	1,384.50	1,522.50
	イ) 重度訪問 介護	利用実人数	1	2	1	3	3	3
		延利用時間	8	40	30.05	77	77	77
	ウ) 同行援護	利用実人数	2	4	5	7	9	12
		延利用時間	25.5	36	96.5	120	150	187.5
	エ) 行動援護	利用実人数	2	3	3	5	7	9
		延利用時間	5	14	19.5	25	35	45
	オ) 重度障害者 等包括支援	利用実人数	0	0	0	0	0	0
		延利用時間	0	0	0	0	0	0
日中活動系 (介護)	ア) 生活介護	利用実人数	179	188	205	225	248	260
		延利用人数	3,760	3,889	4,203	4,760	5,236	5,759
	イ) 療養介護	利用実人数	12	10	10	10	10	10
		延利用人数	344	310	310	310	310	310
	ウ) 短期入所	利用実人数	19	23	21	24	26	29
		延利用人数	196	196	160	201	221	243
日中活動系 (訓練等)	ア) 機能訓練	利用実人数	4	5	3	6	6	6
		延利用人数	58	75	42	52	52	52
	イ) 生活訓練	利用実人数	9	13	15	19	20	22
		延利用人数	172	239	251	264	288	314
	ウ) 就労移行 支援	利用実人数	38	35	27	40	45	50
		延利用人数	692	614	487	700	787	875
	エ) 就労継続 支援A型	利用実人数	36	37	35	39	41	39
		延利用人数	785	803	785	807	809	812
	オ) 就労継続 支援B型	利用実人数	68	80	114	137	146	156
		延利用人数	1,236	1,352	2,017	2,177	2,285	2,399

※単位：利用実人数（人／月） 延利用人数（時間／月）

			平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	
居住系 (訓練等・介護)	ア) ケアホーム	人/月	32	33	53	56	58	60	
	イ) グループホーム	人/月	13	13					
	ウ) 施設入所支援	人/月	126	128	127	126	125	123	
補装具		件/年	192	191	190	190	190	190	
相談支援	ア) 計画相談支援	人/年	61	147	302	580	640	700	
	イ) 地域移行支援	人/年	0	0	0	2	3	3	
	ウ) 地域定着支援	人/年	0	0	0	2	3	3	
障害児通所支援	ア) 児童 発達 支援	利用実人数	人/月	5	3	11	16	22	30
		延利用人数	時間/ 月	98	21	63	75	101	127
	イ) 医療 型児童 発達 支援	利用実人数	人/月	0	0	0	1	1	1
		延利用人数	時間/ 月	0	0	0	30	30	30
	ウ) 放課 後等 デイサー ビス	利用実人数	人/月	33	47	52	53	65	89
		延利用人数	時間/ 月	500	593	713	720	730	850
	エ) 保育 所等訪 問支援	利用実人数	人/月	0	0	0	1	1	1
		延利用人数	時間/ 月	0	0	0	2	2	2
障害児 相談支援	利用実人数	人/年	0	10	60	94	104	114	

(2) 地域生活支援事業に関する数値目標及び見込み量の推移と推計

			平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
(1) 理解促進研修・啓発事業 (イベント開催)		団体/ 年	1	1	1	1	1	1
(2) 自発的活動支援事業		団体/ 年	2	2	2	2	2	2
(3) 相談 支援 事業	ア) 基幹相談支援 センター	か所	1	1	1	1	1	1
	イ) 障害者等相談支援 事業	か所	3	3	3	3	3	3
(4) 成年後見制度利用支援 事業		人/年	1	1	1	1	1	1
(5) 成年後見制度法人後見 支援事業		団体/ 年	0	0	0	1	1	1
(6) 意志疎通支援事業		人/年	5	1	6	8	10	12
(7) 日常生活用具給付等事業		件/年	1,293	1,297	1,396	1,451	1,509	1,569
(8) 手話奉仕員養成研修事業		人/年	0	0	0	1	1	1
(9) 移動 支援	利用人数	人/年	15	14	23	28	33	38
	延利用時間	時間/ 年	705	543	672	840	990	1,140
(10) 地域 活動 支援 セン ター	I 型事業所	か所	3	3	3	3	3	3
		人/年	10	14	17	20	23	26
	II 型事業所	か所	1	1	1	1	1	1
		人/年	15	17	17	19	21	23
	III 型事業所	か所	3	3	1	1	1	1
		人/年	31	30	2	4	6	8

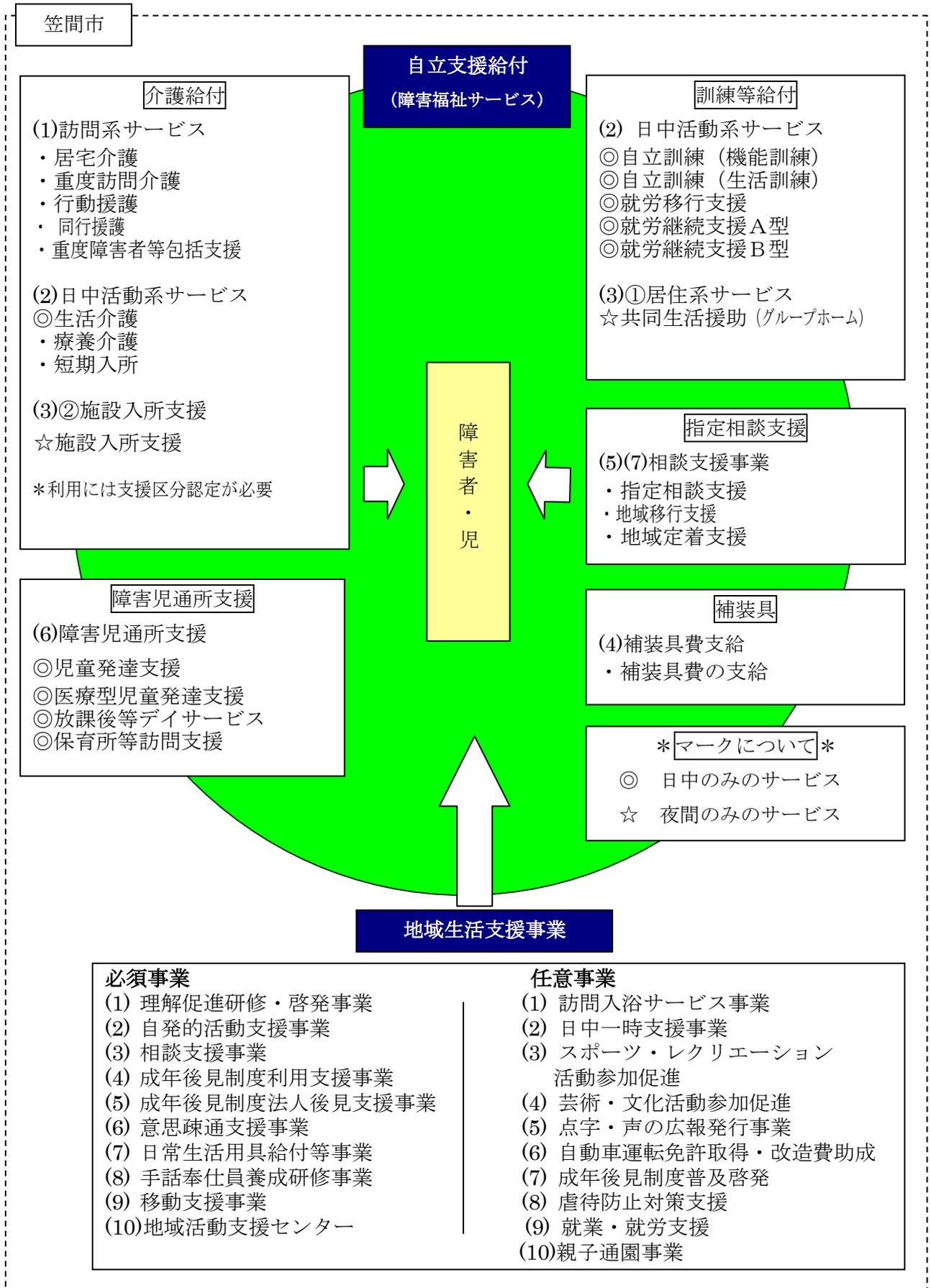
(3) 地域生活支援事業における任意事業の数値目標及び見込み量の推移と推計

		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
(1) 訪問入浴サービス事業	件/年	325	301	305	309	313	317
(2) 日中一時支援事業	人/年	50	78	69	80	90	100
(3) スポーツ・レクリエーション活動参加促進	人/年	203	353	420	499	510	520
(4) 芸術・文化活動参加促進	人/年	283	280	325	370	400	430
(5) 点字・声の広報発行事業	回/年	12	12	12	12	12	12
(6) 自動車運転免許取得・改造費助成	件/年	0	2	1	3	4	5
(7) 成年後見制度普及啓発	回/年	0	0	1	1	1	1
(8) 虐待防止対策支援	回/年	1	0	1	1	1	1
(9) 更生訓練費給付事業	人/年	0	0	0	1	1	1
(10) 親子通園事業	人/年	70	88	92	103	114	125
(11) 相談支援	人/年	3	3	4	5	6	7

(4) 独自施策の数値目標及び見込み量の推移と推計

		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
住宅リフォーム助成事業	人/年	2	1	2	2	2	2
タクシー利用料金助成事業	人/年	64	59	66	66	66	66

サービス提供体制図



第4章 計画の推進体制



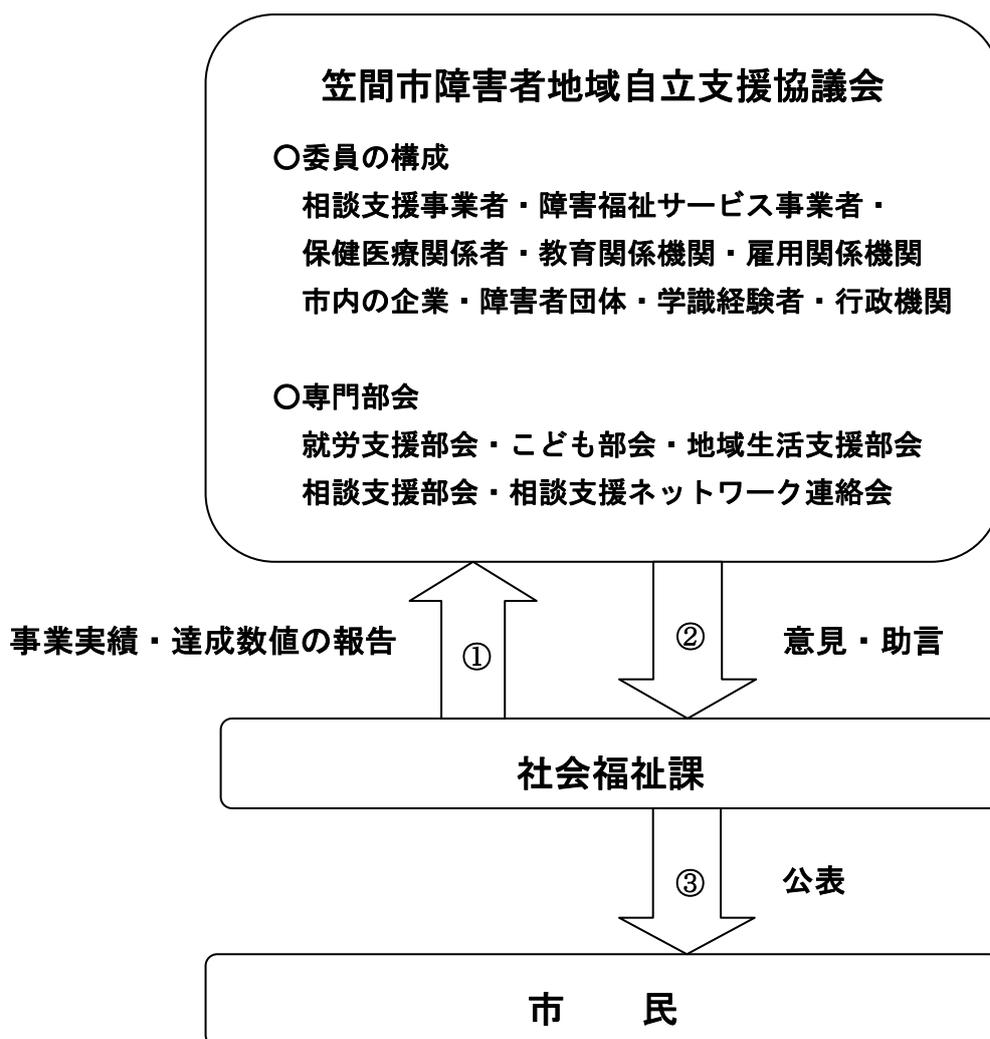
第4章 計画の推進体制

(1) 実施体制

本計画は、上位計画である笠間市第2期障害者計画の理念に基づき、基本方針の実現を目指します。障がい者施策は、広範な分野にわたるため、庁内関係各課、関係団体・機関、サービス提供事業者、障がい者の方々などと連携・調整を図りながら、計画の円滑な推進を図ります。

(2) 進行管理体制

本計画を、実効あるものとしていくため「笠間市障害者地域自立支援協議会」において、定期的に計画の推進方法等について意見を求めるとともに、数値目標の達成状況の確認など進捗状況の評価を行い、結果について公表します。



資料編



1 用語解説

あ 行

○アセスメント

一般的には環境分野において使用される用語ですが、福祉の分野では第一段階において、利用者が何を求めているのか正しく知ること、そしてそれが生活全般の中のどんな状況から生じているかを確認すること、援助活動を行う前に行われる評価、利用者の問題の分析から援助活動の決定までのことをさし、援助活動に先立って行われる一連の手続きをいう。

か 行

○学習障がい

「読むこと」「計算すること」「書くこと」といった能力を身につけることに困難を生じている状態をいう。

○権利擁護

社会福祉の分野では、自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な障がいのある人等のために、援助者がその権利の擁護を行うこと。

○高次脳機能障がい

病気や怪我などで 脳に損傷を受け、言語・思考・記憶・行為・学習・注意に障がいが起こってしまった状態をいう。

さ 行

○在宅サービス

自宅で生活する高齢者や身体障がい者に対する援助サービスをいう。在宅医療・訪問看護等の保健医療サービスと、家事援助、入浴等の社会福祉によるサービスがある。

○自閉症スペクトラム

社会性・コミュニケーションの質・想像力の障がいの特徴。

○社会福祉協議会

社会福祉法に基づく社会福祉法人の一つ。誰もが安心して楽しく暮せる「人にやさしい福祉のまちづくり」をすすめるために、地域住民やボランティア・福祉・保健等の関係者、行政機関の協力を得ながら共に考え実行していく民間の社会福祉団体。民間組織としての「自主性」と広く住民の人達や社会福祉関係者に支えられた「公共性」という2つの側面を合わせもっている。主な活動としては、在宅福祉サービスの実施、高齢者・障がいのある人・児童福祉活動、生活福祉資金の貸付け等がある。社会福祉協議会を略して“社協”という。

○社会福祉士

社会福祉士及び介護福祉士法によって創設された福祉専門職の国家資格。身体上若しくは精神上の障がいがあること又は環境上の理由により日常生活を営むことに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うことを業とする。

○社会資源

福祉ニーズを充足するために活用される施設・機関、個人・集団、資金、法律、知識、技能等々の総称。

○障害者総合支援法

「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」の施行により、平成25年4月から「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」となった。

平成25年4月から、障がい者（児）の定義に政令で定める難病等が追加され、難病患者等で、疾状の変動などにより、身体障害者手帳の取得ができないが、一定の障がいがある方々が障害福祉サービス等の対象となった。

平成26年4月からは、障害程度区分から障害支援区分への見直し、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームとグループホームの一元化などを実施。

○自立生活

さまざまな面で他人に依存しなければならない重度の障がいのある人が、自己決定に基づいて、地域社会の中で各種の福祉サービスや制度を活用しながら、主体的な生活を営むこと。

○身体障害者手帳

身体障害者福祉法に基づいて交付され、同法に規定する援護を受けることができる者であることを確認する証票。対象となる障がいは、①視覚障がい ②聴覚または平衡機能の障がい ③音声機能・言語機能またはそしゃく機能の障がい ④肢体不自由 ⑤内部機能障がい(心臓、じん臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、肝臓の機能障がい) ⑥免疫機能障がい、障がいの程度が重い順に、1級から6級の等級がある。

○身体障害者療護施設

常時介護を必要とする重度身体障がい者が入所して、医学的管理のもとに必要な介護を受ける施設。

○精神障害者保健福祉手帳

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づいて交付される手帳で、一定の精神障がいの状態にあることを証する。障がいの程度が重い順に、1級、2級、3級の3つの等級がある。精神障がい者の社会復帰の促進及び自立と社会参加の促進を図ることを目的としており、交付を受けた者に対して各種の支援策が講じられる。

○成年後見制度

判断能力の不十分な成年者（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等）の財産や権利を保護するための制度。

た 行

○注意欠損多動性障がい

不注意・多動性・衝動性が特徴。

○特別支援学校

平成19年4月より、盲学校、ろう学校、養護学校は、障がいの種類を越えて、特別支援学校という呼称に統一された。地域の小・中学校等の相談、支援など、地域の特別支援教育の中心的な役割を果たしている。また、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症などの子どもたちにも、地域や学校で総合的で全体的な配慮と支援をしている。

な 行

○難病

国の「難病対策要綱」によると、①原因が不明で、治療法が未確立であり、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病で、②経過が慢性にわたり、経済的な問題だけでなく、介護などに人手を要するために家庭の負担が大きく、また精神的にも負担の大きい疾病、と定義されている。

○ニーズ

（障がい当事者が）必要としていること、要望・要求。

○ノーマライゼーション

障がいのある人を特別視するのではなく、障がいのある人もない人も、誰もが個人の尊厳を重んじられ、地域の中で同じように生活を営める社会が通常（ノーマル）の社会である、とする考え方。

は 行

○発達障がい

自閉症スペクトラム（自閉症・高機能自閉症・アスペルガー症候群）・注意欠陥多動性障がい・学習障がいを言い、乳幼児期における早期発見・療育が重要とされている。

○発達障害者支援センター

発達障がいの早期発見、早期の発達支援等に資するため、発達障がいのある人とその家族に対し、専門的な相談に応じ、助言等を行う機関。

○バリアフリー

「障がいのある人が社会生活をしていくうえで妨げとなる障壁（バリア Barrier）となるものを除去（フリー Free）する」という意味で、建物や道路などの段差等生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く、「社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去」という意味でも用いる。

○ピアカウンセリング

「ピア」とは「対等」「仲間」という意味。ピア・カウンセリングは、障がいのある人同士が対等な立場で話を聞き合い、共感し合い、仲間同士で支え合うことを目的とする。

○プレイセラピー

言語能力が未発達な子どもが自分の考えや感情を言葉で表現することが困難な場合に、遊びをコミュニケーションの手段として用いる治療法。

○ボランティア

社会福祉において、個人の意志により無償で労力提供等を行うこと。ボランティアの4原則は、「自主性」「社会性」「無償性」「継続性」。

ら 行

○療育手帳

児童相談所または知的障害者更生相談所において「知的障がい」と判定された人に対して交付され、相談・指導や各種の更生援護を受けることができることを確認する証票。障がいの程度が重い順に、㊤、A、B、Cに区分している。

○リハビリテーション

障がいのある人等に対し機能訓練と社会生活への復帰をめざして行われる治療と訓練をいい、医学的、社会的、職業的、教育的、心理学的などの諸領域に分けられる。障がいのある人の身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技術的な訓練をし、社会生活をしていく手段を得るための総体を指す。

2 笠間市障害福祉計画策定委員会委員名簿

	氏名	団体・機関名等
障害者団体関係者	加藤 泰廣	笠間市身体障害者福祉協会会長
	新田 久枝	笠間市手をつなぐ育成会会長
	○武藤 清子	笠間地方精神障害者後援会会長
民生委員・児童委員	村上 一郎 (平成26年11月まで)	笠間市連合民生委員・児童委員協議会代表
	原田 敏子 (平成26年12月から)	
医療関係者	小山 はるみ	茨城県立こころの医療センター 福祉連携サービス部医療福祉相談室長
社会福祉施設関係者	斉藤 一男	茨城県立リハビリテーションセンター 相談・指導課長
	◎前田 常男	障害者厚生施設「佐白の館」理事長
	松本 直行	(社)光風会 地域活動センター 「光(KOO)」管理者
ボランティア団体関係者	太田 寛子	笠間市ボランティア協議会会長
学識経験を有する者	澤田 修	笠間市障害者地域自立支援協議会代表

※◎＝委員長 ○＝副委員長

3 笠間市障害福祉計画策定委員会の経過

年	月	開催会議等	課題・協議事項等
平成 26 年	10	第1回 第4期障害福祉計画策定委員会	○委員・職員紹介 【協議事項】 計画策定のポイント 笠間市の現況 第3期障害福祉計画の進捗状況
	11	第2回 第4期障害福祉計画策定委員会	【協議事項】 第4期障害福祉計画素案について
	12	第3回 第4期障害福祉計画策定委員会	【協議事項】 ・第4期障害福祉計画素案変更点について